

韓国における電子手形法の制定とその法理

—韓国電子売掛債権制度との比較—¹

徐 熙錫²

概 要

IT 技術の発達による電子取引の進展は、個別取引の決済等のための手段である手形・小切手や、そのような有価証券に表彰された債権その他の債権の電子化のための検討にまで、その領域を広げてきている。いわゆる手形・小切手の電子化、債権の電子化の議論がそれである。

本稿は、そのような議論と関連して、最近成立した韓国の「電子手形法」の主要内容とその法理を紹介・検討したうえ、「債権の電子化」に関する実務の取組として導入された韓国の「電子売掛債権制度」との比較を試みることにより、日本における「電子債権」の法制化に向けた議論に、参考になる基礎資料を提供することを目的とするものである。電子手形の法理に関しては、既存の手形法理が有形物（紙）の占有やその移転を前提としていることから、電子的な方式による手形行為等の法理構成をいかにするかは、そのシステム構成とも関連して大きな問題である。このような点で韓国法は、どのような法理構成により既存手形法理との調和を図ろうとしているのかを考察する。また「電子売掛債権制度」については、その法理構成のために、民法上の指名債権の法理がどのように活用されているかを中心に考察する。この制度については、その法制化のための法案が国会審議中であり、これが成立した場合、韓国は電子手形と電子債権に関する 2 本立ての法制度が整備されることになる。現在日本の電子債権の法制化をめぐる議論においては、韓国の両制度を統合したような新たな制度作りの可能性が示されている。このような観点から、最後に本稿では、以上の考察を基に韓国の両制度を比較・分析し、その関係につき今後を展望する。

¹ 本稿の執筆に当たっては、一橋大学大学院法学研究科松本恒雄教授に有益な御意見をいただいた。なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

² 金融庁金融研究研修センター専門研究員

目 次

I. はじめに	1
II. 電子手形法の制定背景と経緯	2
1. 法案の発議とその理由	2
2. 反対意見および修正案の可決	3
III. 電子手形法の主要内容	4
1. 電子手形の法的性質	4
2. 電子手形の発行	5
3. 電子手形の管理と同一性確保	8
4. 電子手形行為	11
5. 電子手形取引の安全性確保および利用者保護	15
6. 電子手形管理業務の監督および罰則	19
IV. 電子手形と電子売掛債権の比較	21
1. 序：電子手形法の意義と電子手形法理の基礎	21
2. 電子手形の制度設計上の特徴	22
3. 電子売掛債権とその制度設計上の特徴	26
4. 電子手形と電子売掛債権の比較	33
V. 結びに代えて：まとめと展望	38
電子手形の発行及び流通に関する法律（試訳）	40

I. はじめに

「電子手形の発行及び流通に関する法律」（法律第 7197 号）（以下「電子手形法」または「本法」という）が、2004 年 3 月 2 日に韓国国会を通過し、同月 22 日に公布された（2005 年 1 月 1 日施行）。この法律は、電子的な方式による約束手形の発行と流通を認め、手形上の権利行使も電子的な方式により行われることを目的とする（1 条）、「手形法」（1962）の特別法としての性質を有するものである。本法は、消費者取引における電子的な方式による決済（インターネットバンキングによる電子資金移動（EFT）、ネット上のクレジットカード決済など）がその活用の基盤を増やしてきているなか、企業（商人）間取引における決済手段の一つである有価証券としての「手形」の電子化につき、その全般を規律する世界初の取組み³として成立した点で注目される。

電子手形法の制定をめぐっては、2001 年 11 月、国会議員 146 名により本法案が国会に提出されて以来（議員立法）、連鎖不渡りなど手形制度そのものの問題点からの電子手形制度の導入の是非を含め、比較的長い期間にわたる審議が行われ、ようやく法律として成立した経緯がある。本法の成立後にはその施行に合わせ、法律で委任した具体的な事項などが下位法令（施行令や施行規則）で設けられるなど法制面での準備が整いつつ、なお電子手形管理機関が法務省から指定され、銀行との間でシステムが構築されるなど技術面での準備も進められ、2005 年 9 月 27 日に電子手形システムが正式に稼動を始め、同日第 1 号の電子手形が発行された。

本稿は、以上のような事情を踏まえ、韓国電子手形法の制定背景や主要内容およびその法理を紹介・検討したうえで、電子手形制度と類似した技術的・制度的な枠組みを持つものとして本法の制定以前に既に実務において導入され、日本でも紹介されている「電子売掛債権制度」との比較を試みることにより、現在深められている日本の「電子債権」の法制化に向けた議論⁴に、参考になる基礎資料を提供することを目的とするものである⁵。

以下においては、電子手形法の制定背景と経緯（Ⅱ）、同法的主要内容（Ⅲ）、電子売掛債権制度との比較（Ⅳ）の順に検討を進める。

³ 電子手形に関する断片的な規定としては、アメリカの統一電子取引法（UETA）（1999）上の「譲渡性記録」（transferable records）に関する第 16 条が知られている（譲渡性記録については、注 62 も参照）。

⁴ 主な報告書などとして、経済産業省・産業構造審議会産業金融部会「金融システム化に関する検討小委員会報告書—電子債権について—」（以下「電子債権報告書」という）（2004.4）、経済産業省・電子債権を活用したビジネスモデル検討 WG 報告書「電子債権構想—IT 社会における経済・金融インフラの構築を目指して」（以下「電子債権構想」という）（2005.5）、金融庁・金融審議会金融分科会 WG 座長メモ「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」（2005.7）が公表されており、他に法務省の「電子債権研究会」（2005.5 設置）における議論が進行中である。さらに経済産業省は、上記の研究会での議論を具体化するためのもう一つの研究会（「電子債権の管理・流通インフラに関する研究会」）を 2005 年 9 月から発足させている。

報告書など以外の主要論考としては、北川慎介「売掛債権の電子的取扱いは企業金融の進展に寄与—『電子債権法制』に向けての論点を整理（電子債権の可能性）」金融財政事情 2604 号（2004.6）25 頁以下、池田真朗「金融法務の未来を考える 金融システムの電子化についての法的検討—『電子債権』への新たな取組みを中心に」銀行法務 21・634 号（2004.7）24 頁以下、同「電子債権論序説—産業構造審議会小委員会報告書を契機に」NBL790 号（2004.8）35 頁以下、杉浦宣彦「電子債権制度を考える—有価証券法理からの検討と今後の課題について」NBL793 号（2004.9）46 頁以下などがある。なお、金融法務事情 1714 号（2004.8）の特集（売掛債権・債権の電子化と金融実務）、ジュリスト 1276 号（2004.10）の特集（企業金融の活性化と電子債権）、金融財政事情 2650 号（2005.6）の特集（電子債権と金融ビジネスモデル）、NBL812 号（2005.7）の特集（電子債権の期待と課題）なども参照。

⁵ なお本稿は、主に関連法令や規定などの内容に基づき記述するが、技術的な事項（システム構成など）に関する内容は、電子手形管理機関や後述する技術支援事業者（システム提供者）の HP などの公開内容および電子手形管理機関の実務者などの意見を参考にした。

II. 電子手形法の制定背景と経緯

1. 法案の発議とその理由

電子手形法の制定に向けては、2001年9月、当時の与党であった民主党の「電子取引活性化のための法令整備企画団」傘下の「電子決済分科委員会」が、大学の研究所に依頼した研究の結果物⁶に基づき、財政経済部、金融監督委員会、法務部および韓国銀行（中央銀行）などとの協議会で立法の必要性を提起したのが第一歩となった。その後、同年11月に、与野の国会議員146名により、議員立法の形態で正式に本法案が発議されたが、その提案理由は、以下のようなものである。

「インターネットを通じた金融取引が普遍化し電子商取引が活性化するにつれ、企業と消費者間の電子商取引においては電子資金移動（EFT）、クレジットカード決済、モバイル決済、電子マネーによる決済など、小額の現金決済のための電子決済方法が非常に活性化している。しかし、企業間の電子商取引および一般〔商取引における〕財貨と役務の供給に対する代金の支払は、実物約束手形を発行し、大変複雑で非経済的な流通過程を通じて交換決済される現在の決済方法がそのまま使用されており、デジタル経済に適当な電子決済方法の制度的導入が要請されている。

現在、手形による代金決済に代わるものとして、企業購買専用カード、企業購買資金貸出、電子方式売掛債権担保貸出などの新しい金融商品に対しインセンティブを提供して手形による売掛取引を銀行貸出による現金決済方法へと代替する制度を施行しており⁷、実物手形の発行額が減少し関連金融商品による貸出が増加するなど、よい結果を得ていることは事実である。しかし、手形はわが国企業の代表的な決済手段として、信用創造の機能と実物経済を活性化させる長所があり、これを電子化する場合、①租税正義の実現、②金融秩序の確立、③物流費用の節減、④デジタル経済環境の効果、などの利点が予想される。なお、2000年度年間約束手形の交換決済額3208兆ウォン（約320兆円）と、企業間において交付された手形を再度裏書き決済手段として利用される金額（推定不可）に鑑みたとき、これをすべて銀行貸出へ代替することは不可能であるから、実物手形を電子手形として流通が可能になるよう支援する立法が必要である。

また、デジタル環境下において電子手形は、高額の手形を小額に分割して裏書きすることができ、企業間決済に革新的な利便性を提供してくれると予想される⁸。

しかし、現行「手形法」（1962）は、実物手形を前提に作られた法律であって、電子決済環境下においては適合しない問題がある。したがって、本法を制定して、電子手形による租税透明性を向上させ租税正義を実現し、電子化による物流費用の節減を図り、電子手形を一般商取引と電子商取引においてデジタル環境に適合する、企業間決済の効率性を高める決済手段として活用しようとするものである。」

このようにして提案された本法は、国会法制司法委員会に上程され審議が続けられた。その間、

⁶ 李哲松「電子手形法の制定に関する研究」（韓）（2001.7）。なお、以下、韓国語文献の引用には、タイトルの横に「（韓）」を付記する。

⁷ 「企業購買専用カード」・「企業購買資金貸出」・「電子方式売掛債権担保貸出」制度は、いずれも電子的方式による手形制度の代替物として、2000年辺りから開発されている（税制・金利・信用保証などにおけるインセンティブが付与される点で政策金融的な性質を有する）。なお、「電子方式売掛債権担保貸出」をその仕組みの一部（担保貸出）として取り入れ、売掛債権の電子化を図ったものが「電子売掛債権制度」である（杉浦宣彦・徐熙錫「韓国における電子金融法制—韓国電子金融取引法（案）と日本法制への示唆」金融庁金融研究研修センターDP Vol.7（2003.8）（金融庁HP収録）3頁、拙稿「韓国の電子売掛債権制度」NBL793号（2004.9）53頁を参照）。

⁸ 実際に成立した法律では、分割裏書に関する内容は削除されている（後述）。

全経連などの経済団体から電子手形法の早期制定に対する建議がなされるほか、国会では公聴会を通じた意見収斂の場が設けられた。

2. 反対意見および修正案の可決

本法の制定については、前述のとおり特に経済界を中心に賛成の声が多かったが、反対の見解も強かった。反対の理由は概ね、次の3点—手形制度自体からの問題（手形縮小政策との衝突）、電子的な方式の安全性に対する疑問、法理構成または法体系上の問題—にまとめられる⁹。

まず、手形制度自体からの問題（手形縮小政策との衝突）についてであるが、電子手形制度は、とりわけ金融危機（1997）以後、連鎖不渡りなど手形制度に起因する問題の解決策として政府が推進してきた手形の縮小政策に逆行するもので、実物（紙）手形の代替制度（上記の企業購買専用カード制度など）が実績を増やしているところ、電子「手形」の実効性には疑問がある、ということである。次に、電子的な方式の安全性に対する疑問は、ハッキングや電算網の誤謬など電子的なシステムが一般に持ちうる問題点、および手形情報が中央管理機関に集中管理されることのリスクなどを指摘するものである。最後に、法理構成または法体系上の問題は、有形物（紙）の流通を前提とする既存の手形法理を電子化した手形（情報）に適用して説明することが可能であるか（例えば、電子手形の同一性の確保の問題など）、といった法理構成上の問題や、法体系上、電子有価証券一般を規律する法制が先行するべきである、または現在国会審議中の「電子金融取引法案」の中で、電子債権制度とともに統一的に規律する必要性があるなどの点を指摘するものである¹⁰。

以上のような反対意見のうち前二者は、主として手形制度自体や電子的な方式に対する認識の差に起因する、政策的な判断が求められるものである。これに対し、法理構成または法体系上の問題は、有価証券の電子化もしくは債権の電子化の問題において、既存法制との関係や（新法を制定するならその）立法の方向性とも係る重大な検討事項である（この点については、後述IV.を参照）。

いずれにせよ、本法の制定をめぐることは、このような反対意見などから、国会における本法案に対する審議は相当長期間を要する結果となった。結局、最終的には、本来の法律案からはかなりの修正（法務部協議済み）が付け加えられる形で成立した（2004年3月）。主な修正内容としては、電子手形管理機関の指定・管理権者の変更（金融監督委員会から法務部大臣へ）、取引安全のための電子手形の制限（電子手形管理機関による電子手形の登録拒否および発行金額の制限、満期制限（1年）、白紙電子手形の不認定、裏書回数の制限（総20回）など）、電子手形取引の安全性確保及び利用者保護のための章の新設（第3章）、電子手形管理業務の監督に関する章の新設（第4章）などがある。なお、業界から強く要望された「分割裏書制度」については、手形の不渡りのとき被害を拡散させる原因になりかねないとの理由から削除され、その代わりに、「政府は、電子手形制度が導入され安定的に定着した後に、法律の改正を通じた分割裏書制度の導入如何を積極検討するものとする」との付帯意見を採択するにとどまった。

⁹ 反対の見解を整理したものとして、韓国国会法制司法委員会「電子手形の発行及び流通に関する法律案検討報告」（韓）（2002.2）6頁以下、および電子手形制度の問題点を指摘する主な論考として、鄭燦亨「特集・電子手形制度の展望と課題—電子手形法の問題点に関する小考」（韓）インターネット法律24号（2004.7）16頁以下、鄭敬永「同特集—電子手形制度の法律的問題点—電子手形法上の流通制度を中心に—」（韓）同54頁以下などを参照。

¹⁰ 他に、電子手形に関する国際条約がない、外国の立法例がない先導的な立法であるため予想しきれない問題の発生を防止する必要がある、などの反対意見もあった。

電子手形法の成立を受け法務部は、関連機関（財政経済部、金融監督委員会・金融監督院、韓国銀行）や関連業界が参加する「電子手形法施行準備団」を発足させ、法施行の準備に着手した（2004年4～10月）。以後、施行令が公布され（2004年12月）、本法施行の核心的な担い手である「電子手形管理機関」（法3条）やその技術的な支援を担当する「電子手形技術支援事業者」（施行令12条5項）が、法務部からそれぞれ（各1ヶ所）指定された（2005年1月）。法務部は電子手形の技術的な仕組みの試演会を開催し（2005年1月）、施行規則を制定（2005年3月）するほか、電子手形管理機関（金融決済院）からは、参加金融機関（金融決済院の社員・準社員銀行）との間の電子手形業務に必要な事項を定めた業務規約（電子手形業務規約）・業務施行細則（電子手形業務施行細則）や、利用者との取引関係を規律する利用約款（電子手形利用約款）が次々設けられた。また電子手形管理機関と参加金融機関との間でシステム構築や利用手数料などの細部調整が行われるなど、技術的・制度的な側面の準備が進められ、ついに2005年9月27日に、韓国銀行と電子手形管理機関および8つの参加金融機関を結ぶ「電子手形ネットワーク」が正式にオープンした¹¹。

Ⅲ. 電子手形法の主要内容

本法は、全5章24条からなる法律である。各章はそれぞれ、総則、電子手形の登録および手形行為、電子手形取引の安全性確保および利用者保護、電子手形管理業務の監督、罰則、を題目とするものである（法律の試訳である添付資料を参照）。以下においては、大体法条項の規定の順に従い、主要内容を概観する。

1. 電子手形の法的性質

本法は「電子的な方式により約束手形を発行・流通し、手形上の権利を行使」することを目的とする法律である（1条）が、電子的な方式による（約束）手形の発行などが、まず何を意味するかが問題である。電子手形の類型としては、実物手形の発行を前提に、その実物手形は取引銀行または手形保管場所に保管しておいたまま、手形情報のみを電子的な方式で伝送することにより手形取引が行われる、いわゆる「実物手形の不動化（immobilization）¹²」の方式も考えられるからである。

この点については、電子手形の定義を検討する必要がある。電子手形の定義につき本法は、「電子手形とは、電子文書で作成され、なおかつ第5条第1項により登録〔＝その発行のために電子手形管理機関へ登録〕された約束手形をいう」と定めている（2条2号）。要するに「電子手形」とは、「電子文書¹³」で作成され、その発行のために電子手形管理機関に「登録」された「約束手形¹⁴」として定義されているわけである。ところで本法は、この定義規定の他に、電子手形の裏

¹¹ 他の金融機関（金融決済院の社員・準社員銀行の10行）は、それ以後参加する予定である。

¹² 「トランケーション（truncation）」という用語が使われる場合がある。トランケーションに関する最近の立法であるアメリカの「Check Clearing for the 21st Century Act of 2003」（一名 Check 21 Act, 12 USC § 5001～§ 5018 に収録）は、小切手のトランケーションを認めることにより、小切手取引の電子化をサポートするための連邦法（2004年10月施行）である（この法律については、米連邦準備委員会（FRB）の関連サイトを参照。<http://www.federalreserve.gov/paymentsystems/truncation/>）。

¹³ 「電子文書」とは、「情報処理システムにより電子的形態で作成、送信・受信又は貯蔵された情報」をいう（2条1号、韓国電子取引基本法第2条1号）。電子文書については、後述Ⅳ.2.(1)も参照。

¹⁴ 為替手形を排除した理由については、国内の取引において為替手形がほとんど利用されないという取引の実状

書・保証といった手形行為や支払呈示・遡求等の権利の行使は、電子文書によってのみこれを成すことができる（5条4項）旨を定めており、したがって、電子手形の法的性質を理解するためには、これらの規定を合わせて捉える必要がある。そうすると韓国法上の電子手形とは、「電子文書で作成され、その発行のために電子手形管理機関に登録された約束手形であって、かかる手形の手形行為や権利の行使が電子文書によってのみ行われるもの」ということができるだろう。以上のような電子手形に関しては、本法に規定がない場合、手形法の定めるところによる（4条）。したがって、「手形法」（1962）と本法は、一般法と特別法の関係にある。

以上から、韓国法上の電子手形は、i) 電子文書による作成、ii) 発行のための登録、iii) 電子文書による手形行為や権利の行使、といった要素を特徴とする約束手形のこととして概念定義されているから、いわゆる実物手形の不動化でなく「手形の無券化（ペーパーレス化、dematerialization）」が実現した約束手形の特特殊型であり、いわゆる「電子有価証券」の一種である、ということができる。なお敷衍すると、上記の三つの要素は、「発行のための登録」だけでなく、すべての電子手形行為が電子手形管理機関によって管理される技術上の特徴をも有するものである（集中管理方式、後述）。

2. 電子手形の発行

（1）電子手形管理機関への登録

前述したように、電子手形を発行しようとする者は、当該電子手形を「電子手形管理機関」に「登録」しなければならない（2条2号、5条1項）。ここで「電子手形管理機関」は法務部大臣が指定するが、その指定要件および指定手続などは大統領令〔施行令〕で定める（3条）¹⁵。この規定によって電子手形管理機関（以下「管理機関」または「中央管理機関」ともいう）として指定されたのは、現在のところ、「金融決済院¹⁶」の1ヶ所である。

電子手形管理機関に電子手形を「登録」するためには、まず、電子手形を発行しようとする者が電子手形の支払を請求する金融機関（発行人の取引金融機関＝支払金融機関）との間で、当座預金契約を締結したうえ（施行令5条1項）、「発行人登録¹⁷」を済ませるのが前提条件である。当座預金契約が締結されると、かかる契約の内訳は支払金融機関を通じて電子手形管理機関に通報される。

発行人登録には管理機関による一定の制限がありうる。すなわち管理機関は、管理機関または手形交換所から取引停止処分を受けて取引停止中にある者や本法または手形法に違反する行為を

から説明されている（李哲松『手形・小切手法〔第7版〕』（韓）（博英社、2005）485頁以下、鄭東潤『手形・小切手法〔第五版〕』（韓）（法文社、2004）476頁）。

¹⁵ 施行令（3条）による電子手形管理機関の指定要件は、①法人であること、②法12条2項各号の定める技術能力・財政能力・施設および設備を備えること、③法18条により電子手形取引に関する約款を作成すること、の三つである。

¹⁶ 金融決済院は、銀行業界が共同出資して設立した社団法人であって、その運営は社員総会（12の社員銀行で構成）で決定する（議長は韓国銀行）。電子金融サービスの核心インフラである銀行共同網（ネットワーク）の構築および運営のため、当時手形交換とGIRO業務をそれぞれ専担していた全国手形交換管理所と銀行GIRO管理所を統合して設立された（1986.6）。多様な銀行（電子金融）共同網を管理・運営するほか、「電子売掛債権」の管理機関、電子署名法（1999）上の公認認証機関（注24参照）でもある（英語版ウェブサイト

<http://www.kftc.or.kr/english/index.html>）も参照）。

¹⁷ 発行人登録における登録事項は、発行人に関する事項（名称、住民登録番号または事業者登録番号、住所、業種や規模など）、当座預金契約に関する事項（銀行支店、口座番号、当座取引の開始日付）、連絡先（電子メールアドレス、電話番号、携帯電話番号〔発行などのリアルタイム通報のため〕）、電子手形の入金口座番号、とされている（利用約款7条2項）。

した者などに対しては、電子手形発行のための登録を拒否することができる（施行令 5 条 3 項）。さらに管理機関は、信用評価機関または当座預金契約を締結した支払金融機関の電子手形発行限度に関する意見および発行人の年間売上高・資本金・信用度・当座取引実績などを総合して、電子手形の発行限度を制限することができる（施行令 5 条 2 項）。登録拒否や発行限度の制限は、手形の乱発を防止するための政策的な見地から管理機関に認められる権限である。

発行人以外の電子手形の利用者¹⁸も自分の取引金融機関との間で、利用者登録を済ませる必要がある（受取人登録）¹⁹。ただ、受取人がすでに他の電子手形発行のための発行人登録を済ませている場合などは、受取人登録は省略される（施行令 6 条 1 項）。受取人は、発行人が電子手形を発行する前に（被裏書人・保証人の場合は、裏書・保証の前に）、受取人登録を済ませる必要がある（利用約款 8 条 2 項）。一方、管理機関は、受取人登録を拒否することはできず、受取人登録をした者が管理機関〔取引金融機関〕の情報処理組織を利用して裏書をし、または支払呈示をすることができるようにしなければならない（施行令 6 条 3 項）。

以上を要するに、電子手形を発行しようとする者は、まず取引金融機関（支払金融機関）との間で当座預金契約を締結したうえで発行人登録をする（受取人は受取人登録）。発行人登録がされると、続いて次項で説明するような一定の法定事項を取引金融機関 HP 上の発行のための画面に記載し、電子手形の発行ボタンをクリックすることにより電子手形が発行されることになる。

（2）電子手形の発行：作成と交付

電子手形の「発行」のためには、発行人登録を済ませた発行人が当該取引金融機関（支払金融機関）の HP 上の発行画面に一定の法定事項（電子手形要件）を記載（作成）する必要がある²⁰。この法定事項は、概ね手形法上の手形要件を基準とするものであって、「電子」手形の特性からのいくつかの事項が反映されている。すなわち、電子手形には、i）手形法が規定する約束手形の手形要件²¹のうち 4 号と 7 号を除いた事項（約束手形である旨、一定の金額を支払する旨の無条件の約束、満期、支払を受ける者または支払を受ける者を指示〔指図〕する者の名称、発行日と発行地）、ii）支払金融機関、iii）電子手形の同一性を表示する情報〔電子手形番号²²〕、iv）事業者固有情報〔電子手形と関連した事業者（発行人、受取人）の商号や事業者登録番号など、事

¹⁸ 「利用者」とは、「電子手形取引のために電子手形管理機関〔取引金融機関〕に登録をし、電子手形管理機関〔取引金融機関〕のシステムを利用して電子手形取引をする者」をいう（2 条 8 号）。

¹⁹ 受取人登録における登録事項は、発行人登録（前傾注 17）とほとんど同じである（当座預金契約に関する事項の代わりに、受取人の取引銀行支店が追加）（利用約款 8 条 1 項）。

²⁰ 発行画面上に一定の内容を記載すると、実物手形と同じ形態の電子的イメージである電子手形の様式に、同じ内容が記載されることになる（または、電子手形の様式の空欄に直接記載）。

²¹ **韓国手形法第 75 条（約束手形要件）** 約束手形には、次の事項を記載しなければならない。

1. 証券の本文中に、その証券の作成に使用する国語で約束手形である旨を表示する文字
2. 一定の金額を支払する旨の無条件の約束
3. 満期の表示
4. 支払地
5. 支払を受ける者または支払を受ける者を指示する者の名称
6. 発行日と発行地
7. 発行人の記名捺印または署名

（なお、韓国手形法（1962）の規定は、ジュネーブ手形統一法条約（1930）の内容に従ったものであり、日本のそれとほとんど同じである。）

²² 電子手形番号は、発行人の取引金融機関で付与する 20 桁のアラビア数字で構成される（銀行コード+発行年月日+一連番号など）（利用約款 14 条 2 項、業務施行細則 8 条）。

業者を識別することができる情報（法2条6号）²³、を記載しなければならない（6条1項）。

以上の記載事項を手形法上の手形要件と比較してみると、手形法上の「支払地」（手形法75条4号）は電子手形においては「支払金融機関」（上記ii）に置き換えられており、かかる支払金融機関が所在する地域が手形上の「支払地」とみなされる（6条2項）。これは手形取引の実状においていわゆる第三者方払（支払担当者）の制度（手形法4条、77条2項）が利用されていることに鑑み、金融機関を支払担当者とする旨を明示したものである。なお、手形法所定の「発行人の記名捺印または署名」（手形法75条7号）の要件は、発行人が電子手形に「公認電子署名」をすることによって満たされる（6条3項）²⁴。公認電子署名の要件は、電子手形の同一性を表示する情報（6条1項3号）の要件と同様、電子手形の電子的特性を反映した要件であるといえる。

以上のようにして支払金融機関のHPの画面上に電子手形要件を記載（作成）し公認電子署名を付したうえ、発行ボタンをクリックすると、それと同時に発行の内訳が管理機関に発送され登録される。なお、登録と同時に受取人には、電子手形要件が記載された実物手形と同様の電子手形の様式（電子文書）が、受取人の取引金融機関のHP宛に送信（交付）される²⁵。受取人と発行人は、携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）などを通じて、電子手形の発行や受領の事実をリアルタイムで通報される（受取人は自分の取引金融機関のHPで電子手形の到着（受信）事実を確認）。なお、以上のようにして発行された電子手形の様式には「発行済み」の文言が表示される。

以上が電子手形の作成や登録、交付の仕組みであるが、それでは電子手形の発行の時点はいつの時点とみるべきか。この点につき電子手形法は、電子文書の送信・受信時期に関する電子取引基本法〔2002〕の関連規定²⁶により、発行人が受取人に電子手形を送信し、受取人がそれを受信

²³ 事業者固有情報を記載事項の一つとした理由は、租税の透明性を確保するための政策的な理由からだとされる。

²⁴ 韓国電子署名法（1999）は、日本法とは異なり、「電子署名」と「公認電子署名」を区別している点に特徴がある。まず、「電子署名」については「署名者を確認し署名者が当該電子文書に署名したことを表すに利用するため、当該電子文書に添付または論理的に結合された電子的形態の情報」として定義したうえ（2条2号）、電子署名は「当事者間の約定による署名、署名捺印または記名捺印としての効力を有する」としている（3条3項）。一方、「公認電子署名」については、i）電子署名生成情報（電子署名を生成するために利用する電子的情報）が加入者にのみ属すること、ii）署名当時加入者が電子署名生成情報を支配・管理していること、iii）電子署名がされた後、当該電子署名についての変更如何を確認することができること、iv）電子署名がされた後、当該電子文書の変更如何を確認することができること、の要件をすべて満たし、なおかつ公認認証書（公認認証機関が発給する認証書）に基礎した電子署名をいう（2条3号）、としたうえ、その効力については、「他の法令で文書または書面に署名、署名捺印または記名捺印を要する場合、電子文書に公認電子署名があるときは、これを満たしたものとみなされる」（3条1項）、「公認電子署名がある場合には、当該電子署名が、署名者の署名、署名捺印または記名捺印であり、当該電子文書が電子署名された後、その内容は変更していないものと推定される」（電子文書の成立および内容上の真正性推定、3条2項）、としている。要するに、法令上要求される署名等の要件は、公認電子署名によって代替することができるようになっている。なお、情報通信部大臣が指定する公認認証機関は、現に金融決済院など6社ある。

²⁵ 電子手形〔様式〕は、利用者の取引金融機関または管理機関のシステム内部においてのみ存在し流通すると理解される。発行の場合、電子手形は、受取人の取引金融機関HP上の登録口座（部屋）へと送受信される。

²⁶ 韓国電子取引基本法第6条（送信・受信の時期）①電子文書は、受信者またはその代理人が当該電子文書を受信できる情報処理システムに入力されたとき、送信されたものとみなす。

②電子文書は、次の各号の1に該当するとき、受信したものとみなす。

1. 受信者が電子文書を受信できる情報処理システムを指定した場合には、指定した情報処理システムに入力されたとき。ただし、電子文書が指定された情報処理システムでない情報処理システムに入力された場合には、受信者がこれを出力したときをいう。
2. 受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定していない場合には、受信者が管理する情報処理システムに入力されたとき。

なお、この規定によると、受信者（受取人）による受取人登録は、「電子文書を受信できる情報処理システムを指定した場合」（2項1号）に該当するから、その指定した情報処理システム（受取人の取引金融機

したとき、電子手形を発行したものとみなす（6条4項）、という規定を置いた。電子手形の発行はあくまでも電子手形（電子文書）の送受信を完了した時点である旨を明らかにしたわけである（有価証券の電子化に関するいわゆる「電子文書方式」、後述）。ただ、以上でみたように、技術上、電子手形の発行のための作成と交付（送受信）および登録は、支払金融機関や管理機関および受取人の取引金融機関のシステム上で同時に（連続して）行われることが特徴である（発行＝作成＝登録＝交付）。

以上を要するに、発行人が電子手形を作成し発行ボタンをクリックすると、その内訳が管理機関に登録されると同時に、受取人の取引金融機関に電子手形〔様式〕が送信（交付）されることによって発行が完了する、ということになる（発行ボタンのクリック時点から受信までの時間的間隔がありうるが、実際、それはほぼ同時に（リアルタイムで）行われる仕組みになっている）。これによる限り、手形の作成と交付との間の時間的間隔から生じうる、手形の効力発生時期に関する実物手形をめぐる解釈論上の問題²⁷は、電子手形においては事実上その意味が薄くなったといえるだろう²⁸。

電子手形の発行と関連しては、以上のような発行の方式と関連した規定の他に、電子手形の満期を1年以内とし（6条5項）、手形法における白紙手形は電子手形により発行することができない（6条6項）、といった政策的な見地からの制限規定も付け加えられている。

3. 電子手形の管理と同一性確保

（1）システム構成上の特徴：集中管理方式（委任型）

以上のように、電子手形は、電子手形（電子文書）が送受信された時点で発行されたものとみなされる（6条4項）。なお、前述したとおり、このようにして発行された電子手形の裏書などの手形行為や権利の行使は、「電子文書」によってのみ行われる（5条4項）。「電子文書によってのみ行われる」という文言の意味は、電子文書の送受信によって手形行為などが行われる、ということである。言い換えれば、電子手形の発行や裏書・保証、および支払呈示など電子手形上の権利の行使、といった全ての「電子手形行為」は、公認電子署名を付したうえ、電子文書の送受信時期に関する関連規定（電子取引基本法）に従い送受信することによって、実物手形における交付または呈示の要件を満たすことになる、ということの意味する（韓国ではこれを有価証券の電子化に関する「電子文書（証券）方式」と呼ぶ²⁹）。

ところで、有価証券の電子化において、電子文書の送受信によって電子手形の裏書・交付や権利行使などが行われると捉える方式を採択したとすると、電子手形の同一性（手形取引の安全性）を確保することが困難ではないか、という点が問題になる。電子化された世界において電子的な情報の伝達（送受信）とは、実物手形のようにAからBへの占有の移転によるBの所持につながるのではなく、普通はAからBへの情報のコピー（AとBの情報の共有）を意味するからである。

このような問題に対し本法は、利用者のすべての電子手形行為が管理機関の情報処理組織やそ

関のシステム）に入力された時点は、送信時点（1項）でも受信時点（2項1号本文）でもある（送信＝受信）。

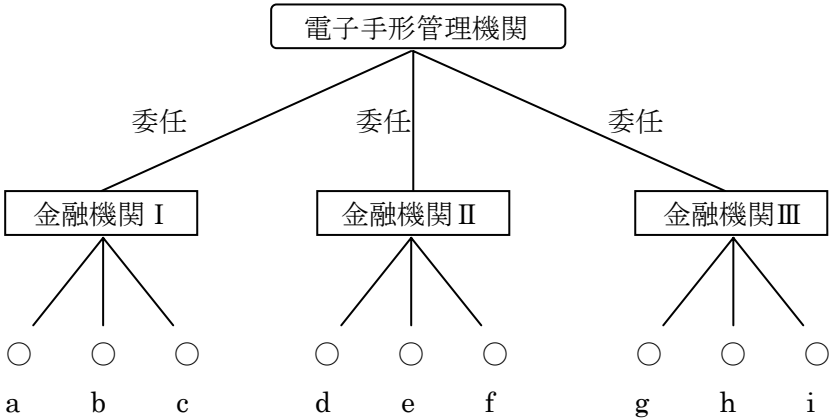
²⁷ 交付契約説、創造説、発行説などのいわゆる手形理論。

²⁸ 学説上は、発行人の送信と受取人の受信により電子手形が発行されるとする本法6条4項の規定から、従来の手形理論における「交付契約説」の立場をとったものと捉える見解（鄭東潤・前掲注14・478頁、鄭完溶「特集・電子手形制度の展望と課題 電子手形法に関する考察」（韓）インターネット法律24号（2004.7）46頁以下）がある。

²⁹ 電子文書（証券）方式については、後述するIV.2.(1)をも参照。

の管理する情報通信網を通じて行われるようにし、他の情報通信サービス提供者（例えば、発行人または受取人の取引金融機関）の情報通信網を通じて行われるか、他の情報通信サービス提供者の情報通信網を経由した後、管理機関の情報通信網を通じて行われるようにしてはならない（法16条1項、施行令7条2項）、という基本スタンスをとっている。すなわち、管理機関のシステム上ですべての電子手形行為が行われるようシステム構成をすることによって、電子手形の同一性を確保し、取引の安全性や信頼性を獲得するためのシステム上の基礎が整えられる、ということである（このようなシステム構成方式を本稿では「**集中管理方式**」と呼ぶこととする）。ところで、このような意味での集中管理方式を見地する場合、利用者は管理機関のHPで電子手形行為を行う方法しかない、という結論につながるが、それでは電子手形取引における金融機関の役割は遠ざかれるのではないか、したがって電子手形取引の活性化にも悪影響を与えるのではないか、といった問題が提起されることになる。そこで、法理的に集中管理方式を維持しながらも、以上のような実務上の問題点を解決できる手段として最終的に採択されたのが、管理機関によるシステム管理の一部を金融機関に委任する方式のシステム構成である（集中管理方式（委任型））³⁰。この方式による場合、利用者は自分の取引金融機関のHP上で電子手形の発行や裏書および権利行使などの電子手形行為を行うことになり、金融機関は管理機関から委任された範囲内での役割（権限と責任）を果たすことになる。集中管理方式（委任型）のシステム構成を簡略化すると、以下のようなになる。

（図表Ⅲ－1）集中管理方式（委任形）のシステム構成（イメージ図）



以上のようなシステム構成においては、管理機関（取引金融機関）に登録した者のみが、その情報処理組織や情報通信網（以下、両者を合わせ「HP」または「システム」ともいう）を通じて、管理機関（取引金融機関）のHPが用意している「電子文書」によって、すべての電子手形行為をすることができる、ということになる（管理機関によるシステム設計に合わせ、その仕組み通りに取引が行われるという意味で、電子手形取引を「（自動化された）システム取引」といえるだろうか）。このように考えると、管理機関のシステムの安全性は制度の成否を左右する核心要素と

³⁰ このような法理およびシステム構成は、法務部の有権解釈に基づくものである。

いえることになる。本法が管理機関に安全性確保のための義務を負わせ、その基準を厳格に法定しているのは、このためである（後述 5.参照）。

電子手形取引が上記のようなシステム取引としての性質をもっていることから、権限外の者による取引（成りすまし）を防ぐことが大事である。そこで管理機関（取引金融機関）には特に、成りすましを防ぐための技術的措置が求められている。すなわち、管理機関〔取引金融機関〕は、電子手形の発行人登録または受取人登録をした者以外の者が、権限なしに登録した者の名義を利用して電子手形行為をすることができないよう、登録した者が登録の種類により電子手形行為を排他的にすることができる装置を提供しなければならない（施行令 7 条 1 項）。

（２）登録手形の同一性確保

以上のように、集中管理方式（委任型）をシステム管理の基本とすることによって、電子手形取引の安全性の基礎が確保できるようになったといえるが、さらに本法は、管理機関（取引金融機関）の情報処理組織により処理される電子手形の同一性を確保するための一連の技術的な措置を以下のように法定している。これは、情報のコピーが容易に行われる電子化された世界の特性を反映した、「登録手形の同一性」を確保するための措置である。

第一に、管理機関は、利用者の使用する電子手形につき、同一の様式を定めなければならない（施行令 8 条 1 項）。この規定により実際には、電子手形の作成に際して、実物手形と同じイメージの電子手形の様式（電子文書＝一種の要式文書）が生成され、一定の法定事項（電子手形要件）が「電子手形の同一性を表示する情報」とともに記載される（6 条 1 項）³¹。

第二に、電子手形には、複本または写本の制作が不可能な装置を施さなければならず、電子手形が発行・裏書されたときは、発行人もしくは裏書人〔取引金融機関〕の情報処理組織には電子手形が消滅するようにする〔＝占有移転の擬制〕か、かかる電子手形に既に発行もしくは裏書された旨を表す文言〔発行済みなど〕が記載されるようにしなければならない（施行令 8 条 2 項）。

第三に、同じ趣旨で、電子手形の所持人が支払呈示のために、電子手形を支払金融機関に送信する場合には、電子手形の所持人〔取引金融機関〕の情報処理組織においては電子手形が消滅しないようにし〔実物手形の場合、支払呈示が直ちに占有の移転を必要とするわけではないから〕、支払金融機関に送付された電子手形には支払呈示のためのものである旨を表す文言〔支払呈示用〕が記載されるようにしなければならない（施行令 8 条 3 項）。

第四に、裏書・保証・支払呈示・支払拒絶・遡求などの電子手形行為は、電子手形〔様式〕に裏書などの旨が記載された電子文書を添付するなどの方法によって行われるが（7 条以下）、かかる電子文書は、電子手形と一体となった文書とし、電子手形と分離できないようにしなければならない（施行令 8 条 4 項）。電子手形行為に関連する電子文書が電子手形と分離できるようになれば、電子手形の同一性の確保が損ないかねないからである。手形法上、裏書などのためには、手形またはこれと結合した紙片（補箋）にこれを記載することになっていること（手形法 13 条 1 項、31 条 1 項、77 条 1 項）に対応する規定である。

³¹ しかし、仮に電子手形（様式）をプリントアウトしたとしても、そこに電子手形としての効力が認められるわけではないと解される。電子手形法は、電子的な方式による手形の発行や流通などのみを認めているからである。この点が、電子化した小切手をプリントアウトしたもの（これを「substitute check」という（12 USC § 5002 (16) 参照）の小切手性を認めるアメリカの Check 21 Act（12 USC § 5003 (b)）との違いである。

4. 電子手形行為

以上のように電子手形は、管理機関やその委任を受けた金融機関のシステムを通じて、その同一性が確保された形で発行され、なお流通に置かれる。以下では、発行段階以下の電子手形行為（裏書・保証、支払呈示、支払拒絶・遡求など）について説明する。発行と同じく利用者は、自分の取引金融機関のHP上（登録口座（部屋））で、電子手形を受領し、裏書・支払呈示などの電子手形行為を行う。

（1）裏書と保証

電子手形の「裏書」は、電子手形に裏書の旨を記載した電子文書（「裏書電子文書」）を添付し、裏書人の公認電子署名を付することによって行われる（7条1・6項）。なお、かかる裏書電子文書には、電子手形の同一性を表示する情報を記載しなければならない（7条2項）。電子手形の「裏書」は、このように裏書「電子文書」の添付により行われるから、その「交付」による効力発生についても、電子取引基本法上の電子文書の送信・受信に関する規定が適用される。したがって、かかる電子手形と裏書電子文書が電子取引基本法の規定に従い送・受信されたとき、手形法による裏書および交付があったものとみなされる（7条3項）。この場合、被裏書人が再度裏書をする場合には、電子手形に以前作成された裏書電子文書を全部添付し、第1項の規定による裏書をする必要がある（7条4項）。

以上のような電子手形の裏書の方式に関する規定以外に、本法は、政策的な見地から、電子手形の総裏書回数を20回以内に制限する規定を置いている（7条5項）。一方、電子手形の裏書と関連して、「分割裏書」を許容する規定が削除されたことは前述したとおりであるが、他に「白地式裏書」（手形法13条2項、77条1項1号）の許容如何が問題である。白地式裏書自体を禁止する理由がないとする見解もあるが、電子手形法上これを許容する実益がないと捉える見解³²が有力である。

なお、電子手形の「保証」も、基本的に電子手形の裏書と同様の方式で行われる。すなわち、電子手形に保証の旨を記載した電子文書（「保証電子文書」）を添付し（かかる保証電子文書には電子手形の同一性を表示する情報を記載）、保証人の公認電子署名を付したうえ、かかる電子手形と保証電子文書を送受信したとき、電子手形を保証したことになる（8条1項・2項）。保証（裏書も同じ）は、満期日前の第2営業日までにこれを行うことができる（利用約款20条2項（18条2項））。一方、電子手形の保証と関連しては、電子手形の保証が以上のように取引金融機関（管理機関）のシステムを通じて電子的に（簡単に）行われうる仕組みになっていることから、保証会社による電子手形保証の活性化が期待されている。

（2）支払呈示と支払（決済）

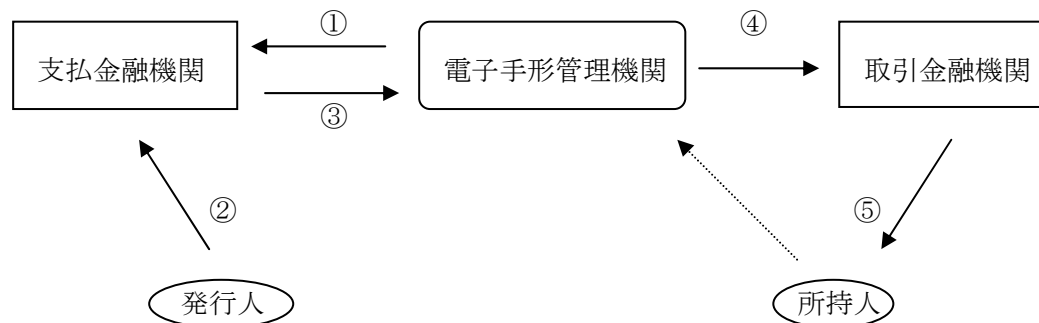
電子手形の所持人が、電子手形および裏書電子文書を添付して、支払請求の旨が記載された電子文書を支払金融機関〔発行人の取引金融機関〕に送信し、当該金融機関がこれを受信したときは、手形法による「支払呈示」があったものとみなされる（9条1項本文）。この場合、支払呈示のための〔電子文書の〕送信と受信の時期は、電子取引基本法の関連規定による（9条2項）。支払呈示の際、所持人は、第1項の規定による支払請求の旨が記載された電子文書に、手形金を受

³² 李哲松「特集・電子手形制度の展望と課題 電子手形の手形性」（韓）インターネット法律24号（2004.7）7頁。

領する金融機関〔所持人の取引金融機関〕の口座を記載する必要がある（9条3項）。なお、かかる支払呈示を受けた金融機関が手形金を支払ったときは、電子手形管理機関に支払事実を通知しなければならない（9条4項本文）。

以上のような支払呈示の方式は、電子手形の所持人が直接、〔支払金融機関に対し〕支払のための呈示をすること（手形法38条1項、77条1項3号）を想定したものであるが、本法はこの方式に加え、所持人が、管理機関に対しても支払呈示をすることができる旨を定めている。すなわち、管理機関に支払請求の電子文書を作成して電子手形などとともに送信すると、支払のための呈示があったものと認められる（9条1項但書前段）。この規定は、手形交換所への手形の呈示は適法な支払呈示になる旨を定める手形法の規定（38条2項、77条1項3号）に対応するものである³³が、管理機関による集中管理方式を採択している電子手形システムにおいては、さらに、所持人による管理機関に対する（満期における）支払呈示を別途求めずに管理機関のシステムによって自動的に支払呈示ができるようなシステム上の工夫も可能なわけである。そこで、実際の電子手形システムにおいては、〔所持人の支払呈示がなくても〕管理機関が運営する情報処理組織により電子手形の満期日以前〔満期日の前営業日（利用約款22条）〕に自動的に、〔支払金融機関に対し〕支払呈示されるようになっている（自動支払呈示、9条1項但書後段）。中央管理機関を置いている電子手形システムの特性を考慮した支払呈示方式の特例であると考えられる³⁴。この方式による支払呈示から支払までの業務フローは、以下のようなものである。

（図表Ⅲ－2）電子手形の支払（満期決済）



①自動支払呈示、②手形金入金（満期日 16：30 まで）、③④決済内訳の送信（即時）、⑤所持人口座へ入金（資料：金融決済院 HP をもとに作成）

このように自動的に支払呈示がなされ支払が完了する場合には、支払金融機関がその支払事実を管理機関に〔別途〕通知する必要がない（9条4項但書）。③の段階ですでに支払事実が通知されているからである（なお実務上は、通知された支払事実が管理機関に登録される）。

ところで、支払と関連して実物手形の場合は、証券と引換えでなければ支払を受けることができない性質をもっており（受戻証券性。手形法39条1項、77条1項3号）、一部支払もできるよ

³³ 同旨：鄭東潤・前掲注14・480頁。

³⁴ 電子手形管理機関に対する支払呈示および電子手形管理機関による自動支払呈示の有効性を認める法9条1項但書に対しては、管理機関の性格を電子手形の発行や流通のための基盤施設を管理する者と捉える立場から、法9条1項但書における権限を管理機関に認めることの妥当性に疑問を呈する見解（李・前掲注32・9頁）もある。

うになっているが（手形法 39 条 2 項・3 項、77 条 1 項 3 号）、電子手形においてはどうか問題である。まず、前者（受戻証券性）について電子手形法は、自動支払呈示により支払が完了するか 9 条 4 項本文による支払金融機関による管理機関に対する支払事実の通知があった場合に、手形債務者が当該手形を還収（受戻し）したものとみなす（10 条）、という規定を置いた³⁵。また、後者（一部支払）については、電子手形の決済において手形法上の一部支払に関する規定はその適用がない（11 条）ことになっている。一部支払の場合に発生する複雑な法律関係（領収証書の交付と一部遡求のための手続など）は電子手形に適しないからである³⁶。

以上は電子手形の満期決済についてであるが、一方で所持人は、発行人の破産や当座取引停止などにより満期日に支払呈示しても不渡処理されることが確かな場合には、自分の取引金融機関を通じて満期日前に支払呈示を要請することもできる（満期前支払呈示、利用約款 24 条）。なお、電子手形の支払と関連した参加金融機関間の決済は、韓国銀行に開設された当座預金勘定を通じた差額決済方式により行われる³⁷。

（3）支払拒絶と遡求

支払呈示を受けた金融機関が、発行人口座の残高不足などにより電子手形金を〔満期日の 16：30 まで〕支払うことができない場合、管理機関に対し「支払拒絶電子文書」によって支払拒絶〔不渡り〕の通知をする〔満期日の 18：00 まで〕（12 条 1 項）。この際、管理機関は不渡り電子手形の内訳を登録し、その事実を所持人の取引金融機関に即時通知する（18：30 まで）（業務施行細則 28 条 2 項）³⁸。ところで、支払拒絶による手形法上の遡求のためには、支払の拒絶が公正証書により証明される必要があるところ（手形法 44 条 1 項、77 条 1 項 4 号）、電子手形の場合は、当該支払拒絶電子文書を管理機関に通報〔通知〕し同機関がこれを確認したときに、当該支払拒絶電子文書を手形法による公正証書とみなすことになる（12 条 2 項）。この際、電子手形の所持人が当該支払拒絶電子文書を受信した日が公正証書の作成日とみなされる（12 条 3 項）。なお、第 2 項の規定による支払拒絶電子文書の「確認」の方法およびその手続などは施行令において定める（12 条 4 項）³⁹。

一方、電子手形の所持人が「遡求」をするときは、電子手形と裏書電子文書（7 条 1 項）およ

³⁵ 実際のシステムにおいて管理機関は、所持人が保管する電子手形に支払が行われた旨を表す文言（「支払済み」）を記載し、その文言が記載された電子手形を発行人に送信するよう措置することになっている（施行令 9 条）。

³⁶ 鄭東潤・前掲注 14・481 頁、同旨：李・前掲注 32・9 頁以下。

³⁷ 管理機関は、金融機関別に算出した差額決済の内訳を満期日に参加金融機関および韓国銀行にそれぞれ伝送し、参加金融機関は、韓国銀行の関連規定に従い、差額決済金額を自分の当座預金口座に納入する（業務規約 7 条、業務施行細則 23 条）。

³⁸ なお、管理機関は、電子手形および実物手形・小切手（約束手形、当座小切手、家計小切手）の不渡りの回数を合算して年 4 回以上になるなど、電子手形業務規約または手形交換所規約による取引停止処分事由に該当する場合には、当該電子手形の発行人に対し取引停止処分などの制裁をする（利用約款 30・31 条）。

³⁹ 施行令には、所持人が支払金融機関に支払呈示する場合（9 条 1 項本文）における確認の方法などについて規定がある（自動支払呈示の場合については規定がない）。まず、所持人が支払金融機関に支払呈示する場合の「支払拒絶電子文書」の作成方法であるが、支払拒絶電子文書は支払呈示のために送信された電子手形（支払呈示用電子手形、8 条 3 項）の余白に支払が拒絶された旨を表す文言（「支払拒絶」）を記載する方式で作成するか、電子手形の一部になる別途の文書で作成する（施行令 10 条 1 項）。一方、このように作成した支払拒絶電子文書の通報〔通知〕を受けた管理機関の「確認方法」であるが、管理機関は、電子手形の所持人が適法に〔支払〕金融機関に支払のための呈示を行ったかを確認し、〔支払金融機関の〕支払拒絶を確認した場合は、支払呈示用電子手形の余白に、支払拒絶を「確認」した旨を表す文言を記載した後、当該電子手形を直ちに所持人に送信する（施行令 10 条 2 項）。管理機関は、支払拒絶された支払呈示用電子手形を所持人に送信したときは、所持人が保管していた電子手形の原本〔施行令 8 条 3 項（前記 3.(2)）参照〕が消滅されるようにする。この場合、支払拒絶された支払呈示用電子手形を手形の原本とみなす（施行令 10 条 3 項）。

び支払拒絶電子文書（12条）を添付して、遡求の旨を記載した電子文書（遡求電子文書）に遡求人
の公認電子署名を付したうえ遡求義務者に送信する（13条1項、約款29条1項）。遡求電子文
書には、手形金を受領する金融機関の口座を記載する（13条4項、9条3項）。この場合、遡求
義務者が遡求金額を支払ったときは、管理機関に支払事実を通知し（13条2項）、その通知があ
った場合には、遡求義務者が電子手形を還収したものとみなす（13条3項）。

（4）電子手形の返還と受領拒否

電子手形を発行または裏書した者が、その送信相手や金額などを間違っような場合に、かか
る電子手形の回収が問題になりうる。特に電子手形の場合は、記入の間違いなどコンピュータの
操作ミスが起こる可能性が常に存在するからである。しかし、そのような場合に発行人または裏
書人の意思だけで電子手形の回収ができるなら、電子手形の流通性は大いに損なわれる恐れがあ
る。そこで本法では、そのような場合の処理方法として、「所持人」の同意があることを前提とし
た電子手形の回収の方式に関する規定を定めた。

すなわち、電子手形を発行または裏書した者が、錯誤等を理由に電子手形を返還してもらおう
とするときには、その所持人をして管理機関に返還の旨を通知するようにしなければならない（14
条1項）。所持人による前記返還の通知は、一定の返還様式（電子文書）に公認電子署名を付して
行われるが（施行令11条1項）、かかる通知があった場合、当該電子手形は発行または裏書され
ていないものとみなされる（14条2項前段）。この場合、管理機関は当該電子手形の発行または
裏書に関する記録を抹消しなければならない（同後段）⁴⁰。

要するに、発行人または裏書人が錯誤等を理由に電子手形を返還してもらうためには、所持人
との間で別途の合意が必要になり、上記規定は、所持人が電子手形の返還に応じた（合意した）
場合における返還の方法を規定したものということになる⁴¹（所持人がかかる電子手形の返還の
要求に応じない可能性もある。その場合は、もちろん手形の返還はできない）。したがって、上記
規定は、操作ミスが起こりやすい電子取引の特性に鑑み、所持人の同意を前提として、錯誤等
により発行または裏書された電子手形の返還（発行・裏書の遡及的な無効）が電子的な方法ででき
る根拠を定めた規定と理解される。

一方、電子手形の受信者の方で電子手形の受領を拒否しようとする場合もありうる。例えば、
原因関係の債権者が手形による支払を希望しない場合、または発行人との間で合意した電子手形
金より少ない金額の電子手形が作成されたような場合、実物手形なら手形の受領を拒否すれば足
りるが、（受取人がすでに受取人登録されている関係などで）電子手形が送信されてしまうとそ
の物理的な受領拒否は不可能である。そこで、そのような場合に、受信者の意思によって受領拒否
ができるような技術的措置が必要である。本法は、そのような措置として、電子手形の受信者が
電子手形の受領を拒否する旨を管理機関に通知した場合、受信者が電子手形を受領していないも
のとみなす（14条3項1文・2文前段）、という規定を置いた。この場合、受信者の受領拒否の
通知も、前記（錯誤等を理由とした）所持人による電子手形の返還の通知と同様、一定の受領拒
否様式（電子文書）に公認電子署名を付して行われる（施行令11条2項）。なお、受信者は電子
手形の受領を拒否した事実を証明する文書を発給するよう、管理機関に請求することもできる（14

⁴⁰ 明文の規定はないが、電子手形に保証をした者が錯誤等を理由に保証を取消す（撤回する）場合も、同じ趣旨
で解釈することができる、と捉える見解がある（鄭東潤・前掲注14・482頁）。

⁴¹ 李・前傾注14・499頁（注1）。

条3項2文後段) 42。

5. 電子手形取引の安全性確保および利用者保護

以上が、総則(第1章)および電子手形行為(第2章)に関連する概説であるが、これに続く第3章では、電子手形取引の安全性確保等および利用者保護のため、電子手形管理機関が遵守すべき事項などの規定が設けられている(修正案において追加)。以下、安全性確保義務、取引記録の生成および保存、取引情報の提供等、利用者保護の順に説明する。

(1) 安全性確保義務

前述したとおり、電子手形取引は、管理機関(およびその委任を受けた金融機関)のシステムによって集中処理・管理されるため、そのシステムの安全性が制度の成否を左右する核心要素になる。そこで、本法は安全性確保の基準を定め、その基準の充足を管理機関指定の要件(注15参照)の一つとするとともに、その不断の遵守を管理機関の義務として明示している。すなわち、電子手形管理機関は、電子手形に関する取引の安全性を確保し支払の確実性を保障することができるよう、電子手形取引の電子的伝送・処理のための人力、施設、電子的装置などに関して大統領令の定める基準を遵守しなければならない(15条)。

ここで大統領令(施行令)の定める安全性確保の基準とは、技術能力(人力)、財政能力、施設および設備などにわたるものであるが⁴³、電子手形取引のシステム(施設および設備)に限定し

⁴² 電子手形の返還や受領拒否は、満期日前の第2営業日まで、また直前当事者に対してのみ、これを行うことができる(業務施行細則19条)。直前当事者に対してのみ可能となっているから、例えば、錯誤等により発行された電子手形が、A→B→C→Dに転々流通された場合、当事者間の同意のうえD→C→B→Aの順序で(3回)返還の手続きをとることによって、当該電子手形を最初から発行されていないものとするのも論理上は可能と解される。しかし、本規定(とりわけ「返還」に関する14条1・2項)に対しては、善意取得の法理に抵触する**可能性**があると批判する見解もある(鄭敬永・前傾注9・74頁以下)。

⁴³ **施行令第12条(管理機関の安全性確保基準)** ①管理機関は、電子手形の利用者が管理機関の情報処理組織を利用して安全に電子手形を取引することができるようにしなければならない。

②管理機関は、第1項の規定による電子手形取引の安全性を確保するために、次の各号に規定された、技術能力・財政能力・施設および設備その他必要な事項を備えなければならない。

1. 技術能力：次の各目の技術人力を合わせた総数が10人以上であること。

ア. 情報通信技師・情報処理技師および電子計算機組織応用技師以上の国家技術資格、またはこれと同等以上の資格があると情報通信部大臣が認定する資格を有する者1人以上

イ. 情報通信部大臣が定めて告示する、情報保護または情報通信運営・管理分野で2年以上勤務した経歴のある1人以上

ウ. 情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律第52条の規定による韓国情報保護振興院において実施する、認証業務に関する施設および設備の運営・非常復旧対策及び侵害事故への対応などに関する教育課程を履修した者1人以上

エ. 公認会計士、または金融業務もしくは信用分析業務に3年以上従事した者1人以上

2. 財政能力：100億ウォン以上の純資産(総資産から負債を控除した価額をいう)を保有すること。

3. 施設および設備：次の各目の施設および設備を備えること。

ア. 利用者が、電子手形の登録・発行・裏書・保証・支払呈示・支払・支払拒絶および支払拒絶証書の確認など権利行使をすることができる施設および設備

イ. 電子手形の遡求・返還および受領拒否等を行うことができる施設及び設備

ウ. 電子手形の送・受信日時を確認し、電子手形取引記録を生成し保存することができる施設および設備

エ. 電子手形の発行・流通関連施設及び設備を安全に運営するために必要な保護施設および設備

オ. その他電子手形取引を円滑かつ安全にさせるため法務部大臣が必要であると認定して告示した施設および設備

4. 第3号各目の規定による施設および設備の管理・運営の方法及び方法を定めた管理機関の規定。

③管理機関は、管理機関に指定された後、第2項各号のいずれかに該当する事項を変更する場合(第2項第3号の規定による施設及び設備を処分し、または他の事業に転用する場合を含む)には、遅滞なく法務部大臣にこ

ていうと、要は、法令の定める電子手形取引の仕組みが可能になるような技術的基盤を備えることがポイントになる。しかし、電子手形管理機関になろうとする者が、本法の要求する技術能力（人力）や財政能力を保有しながらも、施設および設備の要求水準には達しない場合なども想定される。そこで本法は、管理機関が、施設および設備を保有しているかそれに関する権利を有する者との間で、施設および設備の使用契約を締結（いわゆる、アウトソーシング）することも可能な旨を定める（施行令 12 条 4 項）と同時に、その契約の締結者（「電子手形技術支援事業者」）が、システムの安全性の維持においては、管理機関に代わり、法務部大臣による検査の対象機関になる旨を明らかにした（施行令 18 条 1 項 2 文）。この規定により、現在韓国の電子手形取引と関連したシステムの構築や運営ならびに管理は、電子手形管理機関（金融決済院）と電子手形技術支援事業者（韓国スーパーチェック（株））の両担い手を中心になって行われる体制となっている。

（２）取引記録の生成および保存

次に、電子手形管理機関は、電子手形取引における「記録の生成や保存義務」を負う。具体的には、電子手形管理機関は、電子手形の発行、裏書、保証および権利行使などが自身〔またはその委任を受けた金融機関〕の情報処理組織を通じて行われるようにし、電子手形ごとに発行人と裏書人に関する記録、電子手形所持人の変動事項および当該電子手形の権利行使に関する記録を保存し、電子手形取引を追跡・検索し、誤謬が発生した場合にこれを確認・訂正することができる記録を生成して保存しなければならない（16 条 1 項）。この場合、電子手形管理機関が保存しなければならない記録の種類と方法および保存期間は、大統領令で定める（16 条 2 項）⁴⁴。

（３）取引情報の提供・開示など

電子手形取引に関する情報の提供または開示について本法は、決済情報の提供のルール、業務上取得した情報の提供・漏洩禁止の原則、情報開示のルールをそれぞれ定めている。

A. 情報提供のルール

電子手形管理機関は、利用者の申請がある場合、大統領令の定めるところにより、該当電子手形の発行状況および残高などの決済情報を提供しなければならない（17 条 1 項）。

ここで、管理機関に情報を申請することができる利用者は、電子手形の所持人、または発行人

れを届出なければならない。この場合、法務部大臣は、管理機関の技術能力、財政能力、施設および設備の安全運営如何などを点検することができる。

④管理機関は、第 2 項第 3 号の規定による施設または設備を保有しているかそれに関する権利を有する者と、施設および設備の使用契約を締結することができる。この場合には、管理機関が第 2 項第 3 号の規定による施設および設備を備えたものとみなす。

⑤第 4 項の規定により管理機関と施設および設備の使用契約を締結した者（以下「電子手形技術支援事業者」という）が遵守しなければならない事項、施設及び設備の使用契約の期間などに関して必要な事項は、法務部令で定める。

⁴⁴ 施行令第 13 条（電子手形等の保存）①管理機関が法第 16 条第 2 項の規定により保存しなければならない記録の種類と保存期間は、次の各号のとおりである。

1. 法第 5 条第 1 項の規定による電子手形の登録に関する文書：発行人が登録を抹消した日から 10 年
2. 支払が行われた電子手形：支払された日から 5 年。但し、発行人が 10 年間保存することを要求した場合には 10 年とする。この場合、5 年を超過する保存に係る費用は発行人が負担する。
3. 支払が行われなかった電子手形：当該電子手形に関する判決確定の日までの期間（訴が提起されなかった場合は、当該電子手形を発行した日から 3 年）

②第 1 項の規定による記録は偽造又は変造が不可能な装置で保存し、同一の記録を二つ以上の場所に保存しなければならない。この場合、一つの記録は他人に保存を委託することができる。

の許諾を得た者に限られる（施行令 14 条 1 項）。電子手形の所持人などが申請できる情報提供の範囲についても定めがある。まず、所持人が申請できる情報の範囲は、i) 所持する電子手形の真偽、ii) 所持する電子手形の発行人が最近 3 年以内に支払拒絶をした事実があるかどうか〔電子手形以外の手形の支払拒絶情報も含むと解される⁴⁵⁾〕、iii) 発行人に関する情報であって商法・証券取引法その他の法令により公示する義務がある情報、とされている（同 2 項）。なお、管理機関は、発行人が同意した場合、発行人の電子手形の発行限度、流通している電子手形の発行総額などの情報を所持人に提供することができる（同 4 項）。一方、発行人の許諾を得た者が申請することができる情報は、発行人が管理機関に通報した範囲内の情報とされる（同 3 項）⁴⁶⁾。

B. 業務上取得情報の提供・漏洩の禁止

電子手形取引と関連して業務上知ようになった情報（利用者の身分情報、利用者の取引口座および電子手形取引の内容と実績に関する情報または資料）は、利用者の同意を得ず他人に提供または漏洩してはならないのが原則である。ただし、韓国金融実名取引及び秘密保障に関する法律（1997）第 4 条第 1 項⁴⁷⁾但書の規定による場合（裁判・課税資料・国政調査・監督や検査など）と、その他の法律の定めがある場合には例外が認められる（17 条 2 項）。

ここでは特に、課税資料として電子手形の取引情報を提供することが認められていることが注目される。中央管理機関に保管されている取引情報（データ）を課税資料として活用することができるわけであるが（電子手形法の提案理由の一つとして租税正義の実現が掲げられていた点を参照）、これがむしろ電子手形の活性化には障害になりうるとの指摘もある。

C. 情報開示のルール

電子手形管理機関は、健全な電子手形の発行・流通と善意の取引者保護のために、大統領令の定める場合には、法務部大臣の事前承認を得て、前記第 17 条第 1 項〔A.〕および第 2 項〔B.〕に規定された事項などを開示することができる（17 条 3 項）。ここで、情報の開示が認められる「大統領令の定める場合」とは、i) 電子手形の発行人が、法による電子手形、手形法による手形、または小切手法による小切手を支払拒絶した事実が発生した場合、ii) 電子手形の発行人が、

⁴⁵⁾ 施行令 14 条 5 項（後記 C.）参照。

⁴⁶⁾ 管理機関が利用者の申請がある場合に提供する情報に対しては、一定の手数料（情報提供手数料）を請求することができる（利用約款 35 条 2 項）。

⁴⁷⁾ **第 4 条（金融取引の秘密保障）** ①金融機関に従事する者は、名義人（信託の場合、委託者または収益者をいう）の書面上の要求または同意を得ずに、その金融取引の内容に関する情報または資料（「取引情報等」）を他人に提供または漏洩してはならない。また、何人も金融機関に従事する者に取引情報等の提供を要求してはならない。但し、次の各号の 1 に該当する場合であって、その使用目的に必要な最小限の範囲内で取引情報等を提供し、またはその提供を要求する場合は、この限りでない。

1. 裁判所の提出命令または裁判官の発する令状による取引情報等の提供
2. 租税に関する法律により提出義務がある課税資料等の提供と、所管官署の長による、相続・贈与財産の確認、脱税の疑いを認定することができるような明白の資料の確認、滞納者の財産照会、国税徴収法第 14 条第 1 項〔納期前の徴収〕各号の 1 に該当する事由〔手形交換所による取引停止処分など〕であって租税に関する法律による質問・調査のために必要とする取引情報等の提供
3. 国政監査および調査に関する法律による国政調査に必要な取引情報等の提供〔略〕
4. 金融機関に対する監督・検査〔インサイダー取引及び不公正取引等の調査など〕のために必要とする取引情報等の提供〔略〕
5. 同一の金融機関の内部または金融機関相互間で業務上必要な取引情報等の提供
6. その他の法律により不特定多数の人に義務的に開示しなければならないものであって、当該法律による取引情報等の提供

関連法律により、会社整理手続の開始申請、破産申請、和議開始申請、または個人回生手続の開始申請をした場合、を指す（施行令 14 条 5 項）。

なお、管理機関は、発行人が取引停止処分を受けた場合〔通常の手形の不渡りによる取引停止処分も含む⁴⁸⁾〕、その事実を発行人が発行したすべての電子手形の利用者に通報し、取引停止処分を受けた発行人に関する事項を管理機関の HP などに公示しなければならない（同 6 項）。一方、支払をした金融機関または発行人などの申請がある場合に管理機関は、処理した電子手形を閲覧させ、またはその写本を提供することができる（同 7 項）。

（４）利用者保護のための措置

利用者保護のための規定としては、管理機関と利用者との間の電子手形の取引関係を定めた利用約款（電子手形利用約款）の明示義務等に関する規定と、利用者による異議提起や紛争処理に関する規定とがある。以下、順次説明する。

A. 約款の明示等

電子手形利用約款と関連して電子手形管理機関〔取引金融機関〕は、利用者に対し約款の明示義務や交付・説明義務を負う。まず、電子手形管理機関〔取引金融機関〕は、利用者が電子手形の登録をするに当たって、利用約款を明示しなければならない（**明示義務**、18 条 1 項前段）。明示義務について大統領令は、以下のようにその内容を具体化している。すなわち、管理機関〔取引金融機関〕は、利用者が電子手形の利用のための約款を締結する前に、〔HP 上の記載等を通じて〕管理機関の利用約款の内容を知ることができるようにし、それを出力（プリントアウト）および複写ができるようにしなければならない（施行令 15 条 1 項）。続いて、利用者の要請がある場合、当該約款を交付しその内容を説明しなければならない（**交付・説明義務**、18 条 1 項後段）。かかる交付と説明は電子文書によってこれを成すことができる。但し、利用者が利用者登録または電子手形の発行登録のために電子文書を作成するに際して、約款の内容を知ることができるようにした場合には、約款の交付と説明があったものとみなされる（施行令 15 条 2 項）。

一方、利用者は普通、取引金融機関を通じて利用者登録、電子手形発行・流通などを行うことになっており、その場合には電子手形利用約款の他に、取引金融機関と利用者との電子手形取引に関する約款などが別途適用される（利用約款 1 条 3 項）。取引金融機関は当該約款なども、利用者に明示・説明等しなければならない（韓国約款規制法（1986）3 条）。

管理機関による電子手形取引に関する約款（利用約款）の制定または変更は、法務部大臣の承認事項である（18 条 2 項）⁴⁹⁾。ただ、約款の変更が利用者の権益または義務と関連がないと法務部大臣が定める場合は、事後通報ができる（同但書）。なお、約款には、次の 3 点、すなわち、i) 管理機関〔取引金融機関〕が利用者から徴収する利用〔手数〕料⁵⁰⁾、ii) 電子手形の登録に関する細部事項、iii) 19 条 1 項の規定による損害賠償の手続〔後記 B.参照〕、に関する事項が明示されなければならない（施行令 15 条 3 項）。

⁴⁸⁾ 施行令 5 条 3 項（前記 2.(1) 参照。一方、利用約款は、電子手形の不渡りが 1 年間 4 回以上である場合、電子手形業務規約または手形交換所規約により、取引停止処分などの制裁がありうる旨や、その不渡りの回数は、電子手形および実物手形・小切手（約束手形、当座小切手、家計小切手）の不渡りの回数を合算する旨を定めている（前掲注 38 参照）。

⁴⁹⁾ 約款の作成（制定）は、管理機関の指定要件の一つでもある（法 3 条 2 項・施行令 3 条 3 号）（注 15 参照）。

⁵⁰⁾ 発行手数料、裏書手数料、支払呈示手数料などの利用手数料は、取引金融機関と管理機関とで配分される（利用約款 13 条、業務規約 9 条）。

B. 異議提起および紛争処理

電子手形管理機関は、大統領令の定めるところにより、電子手形取引と関連して利用者が提起する正当な意見や不満を反映し、利用者が電子手形取引において被った損害を賠償するための手続を設けなければならない(19条1項)。電子手形管理機関は、[利用者が取引金融機関を通じて]電子手形を登録するに際して、第1項の規定による手続を明示しなければならない(19条2項)。これらの規定は、大統領令(施行令)や利用約款などによって、以下のように具体化されている。

まず、**異議の提起**と関連しては、管理機関に電子的な方法により異議の提起が可能な装置を設けることが求められている。すなわち、管理機関は、かかる異議を電子文書で提起することができる装置を備えなければならない、その装置において異議の処理期限および処理結果の通知方法を明示しなければならない(施行令16条1項後段)。この際、管理機関は、利用者が電子手形を出力することができる装置(同前段)や、出力と同時に電子手形取引約款を確認することができる装置を併せて備える必要がある(施行令16条2項)。

続いて、**損害賠償の手続**と関連して管理機関は、利用者が提起する正当な意見や不満を反映し、利用者が電子手形取引で被った損害の賠償に関する事項を審議するために、電子手形紛争調停委員会を設置・運営する(施行令16条3項)。利用者は管理機関の帰責事由によって損害を被った場合、この紛争調停委員会に損害賠償または紛争調停の審議を要請することができる(利用約款38条)⁵¹。この紛争調停委員会の構成や運営などに関する具体的な事項は、施行令や施行規則などに規定されている(その法的性質は、いわゆる行政型ADR機構として理解される⁵²)。

一方、管理機関と参加金融機関との間の紛争に関しては、以下のような規定がある。すなわち、管理機関と参加金融機関は業務規約を遵守し、電子手形業務が円滑に遂行されるよう相互信義と誠実に基づき協調しなければならない(業務規約6条)。また、管理機関もしくは参加金融機関が業務規約もしくは同施行細則で明白に規定している事項に違反することによって、または錯誤[過失]によって、発生した紛争は、当該機関にその責任が帰属し、帰責事由が明白でない場合には関連機関間の協議によって解決を図る(業務施行細則52条)。

6. 電子手形管理業務の監督および罰則

第4章(電子手形管理業務の監督)と第5章(罰則)は、第3章(電子手形取引の安全性確保および利用者保護)と同様、本法案の国会審議の過程で修正案として追加されたものである。以下、章別に概説する。

(1) 電子手形管理業務の監督

前述したとおり、韓国の電子手形取引は、電子手形管理機関(およびその委任を受けた金融機関)のシステムにより行われ管理される仕組みになっているため、かかるシステムの安全性の確保が制度の成否を左右する要素となっている。その延長線上で、管理機関への監督が強調され、

⁵¹ 利用者に発生した損害について管理機関が免責される場合は、以下のとおりである(利用約款39条)。i) 利用者がアクセス手段[登録ID、暗証番号、電子署名法による認証書など]を紛失または流出した場合、ii) 利用者が利用約款に違反した場合、iii) 利用者の情報変更または利用解約により損害が発生した場合、iv) 利用者間の紛争により損害が発生した場合、v) 管理機関の責めに帰することができない、天災地変、停電、火災、通信障害、その他の不可抗力の事由による場合。

⁵² 韓国の行政型ADR制度の一般的な特徴などについては、杉浦宣彦・徐熙錫・横井眞美子「金融ADR制度の比較法的考察—英国・豪州・韓国の制度を中心に—」金融庁金融研究研修センターDP Vol.17(2005.8)20頁以下を参照されたい。

本法は法務部大臣による電子手形管理業務に対する監督を独立の章として設けている。

管理機関に対する監督と関連して、管理機関の委任を受けて電子手形システムの一部を管理している金融機関に対する監督の仕方や内容などが問題になりうるが、法理上は管理機関から金融機関への委任の形をとっているから、委任契約の範囲内における金融機関のシステム管理についても、基本的に管理機関に対する監督の内容に含まれるものと考えられる。

A. 監督

前述したとおり（Ⅲ.2.(1)参照）、電子手形管理機関は、法務部大臣が法定の要件と手続に基づき指定する（3条）。そのようにして指定された管理機関に対し法務部大臣は、本法または本法による命令の遵守如何を監督する（20条1項）。管理機関への監督のため必要な場合、法務部大臣は、管理機関にその業務に関する報告をさせ（**業務報告命令**、20条2項前段）、または施設・設備や書類などの検査をすることができる（**検査**、同後段）。法務部大臣が、以上の規定による監督・検査業務を遂行するに当たって必要な場合には、財政経済部大臣・情報通信部大臣・金融監督委員会および韓国銀行総裁などに協力を要請することができる（施行令19条）。

法務部大臣は他に、電子手形制度の円滑な運営および利用者保護などのために必要なときは、管理機関に対し利用者の電子手形取引情報など必要な資料の提出を命ずることができる（**資料提出命令**、20条3項）。また、管理機関が法令に違反した場合には、違反行為の是正命令などの行政措置をとることができる（**行政措置**、20条4項）。なお、法務部大臣は、管理機関が不正な方法で管理機関の指定を受けた場合などには、その指定を取り消すことができる（21条1項）。

以上のうち、特に「検査」については、金融監督当局への協議要請や権限の委託が可能な旨が定められており（20条5項）、施行令や施行規則でより詳細な規定を設けているため、以下で説明する。

B. 検査

法務部大臣は、管理機関の安全性確保基準（施行令第12条第2項、注43参照）と関連して、技術能力・財政能力・施設および設備の安全運営如何などを2年毎に**定期検査**しなければならない（施行令18条1項1文前段）。法務部大臣はまた、法務部令（施行規則）で定める事由⁵³が発生した場合には、管理機関の施設・設備・書類その他の物件に対し**随時検査**をすることができる（同後段）。定期および随時検査に際しては、前述したとおり、管理機関が電子手形技術支援事業者（システム提供者）と施設および設備の使用契約を締結した場合には、電子手形技術支援事業者を管理機関とみなす（同2文）。

法務部大臣は、必要な場合、以上のような検査業務を金融監督委員会に委託することができる。この場合、金融監督委員会は、金融監督院長をして検査をさせることができ、金融監督委員会または金融監督院長は、検査計画および検査結果を法務部大臣に通報しなければならない（施行令18条2項）。

⁵³ **施行規則第7条（管理機関に対する随時検査）** 令第18条第1項前段の「法務部令で定める事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 管理機関の技術能力・財政能力・施設および設備が、令第12条で定めている安全性の確保基準に適合しないと見られる相当な理由がある場合
2. 管理機関と電子手形技術支援事業者との間の施設および設備の使用契約が解約又は取消されたと見られる相当な理由がある場合
3. 管理機関が〔利用〕約款の内容を遵守しておらず、または利用者に不利に約款を適用していると思われる相当な理由がある場合

検査業務を遂行するに当たっては、次の事項を重点的に検査しなければならない（**重点検査事項**、同3項）。すなわち、i）管理機関が第3条の規定による指定要件を維持しているか、ii）電子手形の管理が安全であるか、iii）発行人の登録が法令および約款の定めるところにより行われているか、iv）管理機関〔取引金融機関〕が利用者に不当な負担を課しているか、v）電子手形の利用上の障害が発生しているか、vi）管理機関が法令に従い適法に利用者の情報を提供しているか、vii）管理機関が電子手形の関連記録を法令により適正に保存しているか、といった事項は重点検査事項である。

（2）罰則

罰則と関連しては、まず、電子手形を刑法上の有価証券に関する罪（偽造・変造、行使等）における有価証券とみなす規定（22条4項）や、管理機関に登録せずに電子手形を発行した者を刑事罰に処する規定（22条2項1号）が重要である。

ほか、電子手形管理機関の業務と関連する罰則規定がほとんどであって、管理機関の指定要件違反（22条1項）や検査忌避・妨害（22条3項）などにおける刑事罰適用がある。また、電子手形管理機関は、その役職員による収賄などがある場合、特別法（特定経済犯罪加重処罰等に関する法律（1983））の規定による金融機関とみなされ、当該収賄などは加重処罰の対象となる（24条）。なお、管理機関が電子手形取引の安全性確保や利用者保護のための義務規定などに違反した場合には、過怠料が賦課されうる（23条）（詳細は、添付試訳を参照）。

IV. 電子手形と電子売掛債権の比較

1. 序：電子手形法の意義と電子手形法理の基礎

以上、電子手形法の主要内容を概観してきた。要するに本法は、電子手形の発行および流通ならびに権利行使などすべての電子手形行為が、電子手形管理機関やその委任を受けた金融機関のシステムを通じて（集中管理方式（委任型））、電子的方式（電子登録＋電子文書の送受信）によって行われることを認める、手形法の特別法としての性格を有する法律である。電子的方式による有価証券の発行や流通などが認められた点で、電子化の特殊性と有価証券の概念や法理とが合体した新たな法制度（「電子有価証券」）が誕生したことになる。

電子有価証券としての電子手形制度を導入するに当たっては、有形物（紙）を前提としないことで抽象的な概念になりがちな「電子化」と、有形物を前提とする「有価証券」とが合体したことで、その法理構成をいかにするかが大きな問題である。この点につき本法は、大雑把に言えば、紙という有形物の存在やその占有移転を前提とする既存の有価証券の法理が妥当するような外形をシステム上で作り出し、そこに既存法理の擬制を認めることで法理構成上の問題は解決できる、ということを経験的発想としているといえる。要は、法理構成とシステム構成とが密接に関係するなかで、電子手形の制度設計がなされている、ということができよう。

以下では、以上のような電子手形制度の法理構成上の基礎を念頭に置きつつ、電子手形の制度設計上の特徴に関するいくつかの論点を取り上げ、韓国法制の理解のための若干の検討を付け加える。さらにそれを基に、電子（売掛）債権制度との比較を試みることにする。

2. 電子手形の制度設計上の特徴

(1) 有価証券の書面性要件と電子文書方式

既述したように、韓国法上の電子手形とは、電子文書により作成され、その発行のためには登録を要件とするものである（前記Ⅲ.1.参照）。ここで「登録」の要件（発行登録）を除けば、「電子文書」という概念が、実物手形における「紙」ないし「書面」と置き換えられるものとなっていることが分かる。

この電子文書という概念は、韓国電子取引基本法（2002）上、「情報処理システムにより電子的形態で作成、送信・受信又は貯蔵された情報」として定義される（同法2条1号）。この定義規定による限り、韓国法上の電子文書とは、電子化またはデジタル化された情報という意味を持つものであって、その意味では、他の法制上の用語（データ・メッセージ、電子的記録など）⁵⁴と必ずしも異なる概念とはなっていない。

しかし、韓国法制上、電子化された情報（記録）という概念として「電子文書」という用語を選択し、さらに電子文書に後述するような効力を付与したことは、電子有価証券の制度設計においては、実際少なからぬ役割を果たす結果となっている。まず、韓国法上「電子文書」という用語の選択は、（その理由については明らかにされていないが、）電子データ交換（EDI）などに関する個別立法において、「電子文書」という用語がすでに使われていたこと⁵⁵を反映した結果だと考えられている⁵⁶。次に、このようにして選択された用語である「電子文書」の効力について電子取引基本法は、「電子文書は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、電子的形態でなされているという理由で文書としての効力が否認されない。」（傍点筆者）（電子取引基本法4条）という規定を置くことによって、「電子文書」が「文書」に代わるものになりうる旨を明らかにした。この規定から、文書性（書面性）を前提とする有価証券も電子文書により代替できるという発想が形成される一つの手掛かりになったものと考えられる⁵⁷。

実際、「電子文書」の文書としての効力を認める電子取引基本法上の以上のような規定から、韓国では、他の法律に特別な「電子文書の排除規定」がない限り、有価証券の書面性の要件が満たされ、電子文書による有価証券の有効性が認められうると捉える見解が、電子手形法の制定前に存在していた⁵⁸。これに対し、一般的な見解は、有価証券法定主義の観点から、電子取引基本法

⁵⁴ UNCITRAL 電子商取引モデル法（1996）上の「データ・メッセージ（data message）」（第2条(a)）、アメリカ法上の「電子的記録（electronic record）」（統一電子取引法（UETA）（1999）第2条(7)、電子署名法（Electronic Signatures in Global and National Commerce Act（e-sign act）（2000）Sec.106(4)）、日本法上の「電磁的記録」（電子署名及び認証業務に関する法律（2000）第2条1項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（2004）第2条4号）など。

⁵⁵ 例えば、貿易業務自動化促進に関する法律（1991）、工業およびエネルギー技術基盤造成に関する法律（1994）（現・産業技術基盤造成に関する法律）、貨物流通促進法（1995改正）、流通産業発展法（1997）（「流通標準電子文書」）、電算網普及拡張と利用促進に関する法律（1995改正）（現・情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律）など。なお、そこで使われていた電子文書の定義は、例えば、「コンピュータ間で伝送等され、または出力された、電子署名を含む電子資料」（貿易業務自動化促進に関する法律）、または「コンピュータなど情報処理能力をもつ装置の相互間で、電気通信設備を利用して伝送・処理もしくは保管され、または出力された文書形式の資料であって、標準化されたもの」（工業およびエネルギー技術基盤造成に関する法律）などである。

⁵⁶ オクムソク「電子取引基本法上『電子文書』概念をめぐる法的問題点の考察」（韓）韓国電子取引振興院『法律制度ワーキンググループ報告書』（2002.1）11頁。

⁵⁷ この規定により、「電子化」における抽象性を、具体性をもつ概念（電子文書）をもって補うことが可能になったともいえる。ただ、この電子文書という用語選択の妥当性や、電子取引基本法の適用範囲などの点については、学説上議論がある。

⁵⁸ 例えば、鄭敬永『有価証券の電子化に関する法律的考察』（韓）（韓国法制研究院、2002.10）14頁、17頁以下。ただ、この見解は、電子文書による電子有価証券の有効性を認めることができるとしても、有形の書面を前提と

上の電子文書の規定から電子有価証券の有効性を導くことについては否定的に解していた。思うに、電子文書に関する電子取引基本法上の規定のみで、電子手形など電子有価証券の有効性を直接導くことは困難であろう。しかし、電子文書の文書性（書面性）を認める韓国法制の特徴に基づいて、少なくとも電子手形法の制定に際しては、電子手形を電子文書により概念構成することがより容易であった、ということができらるだろう。

いずれにせよ、以上のようにして電子文書によって概念構成された電子手形は、その発行の段階から、電子文書の送受信に関する規定により、実物手形における「交付」（占有移転）の要件をクリアーできることになる。すなわち、本法によると、電子手形の発行、裏書、保証、支払呈示などすべての電子手形行為は、公認電子署名を付したうえ電子手形（要式の電子文書）および裏書などの添付電子文書を送受信することにより行われる（6条4項、7条1項、8条1項、9条1項、12条1項、13条1項）。これは、電子手形の概念だけでなく、電子手形の発行や流通（裏書・保証）などすべての電子手形行為と関連しても、「電子文書」の概念が非常に重要な法理構成上の役割を果たすことを物語るものである（有価証券の電子化に関するいわゆる「電子文書方式⁵⁹）。

（2）中央管理機関の設置：集中管理方式（委任型）のシステム構成

ところが、以上の規定（発行登録、電子文書の送受信による電子手形行為＝電子文書方式）だけでは、電子文書の複写が容易に行われる電子化された世界の特性に鑑みたとき、電子手形の同一性は保持できない（二重譲渡の可能性）など取引の安全性には問題がありうる。そこで、このような本法の態度を批判しながら、発行だけでなく裏書などの流過程においても「登録」の要件を別途設けなければ（「電子登録方式」）、二重譲渡の可能性などに効果的に対応できなくなる、という見解が提起されている。

しかし、この問題に対し本法は、電子手形の発行のために電子手形管理機関への登録が必要な旨を定める（5条1項）ほかは、電子手形の裏書などにも登録が必要かについては定めておらず、ただすべての電子手形行為が管理機関の情報処理組織やその管理する情報通信網を通じて行われるシステム（集中管理方式）の構築を義務化する（法16条、施行令7条）ことで電子手形取引の安全性が確保できる、というスタンスである。言い換えれば、利用者登録を済ました利用者のすべての電子手形行為が、管理機関のシステムを通じて、システムが用意した「電子文書」によって行われる仕組みになっており、かかるシステムには電子手形の同一性を確保するための、また関連取引を追跡・検索し当該取引記録を保存するための、一連の技術的措置が施される、ということである。ところで、前述したように（Ⅲ.3.(1)）、このような意味での集中管理方式は、電子手形取引の安全性という点では優れているかもしれないが、金融機関の参加という観点からは問題を露呈していた。そこで、最終的なシステム構成は、集中管理方式を基本としながらシステム管理の一部（発行と裏書など）を金融機関に委任する形になったのである（集中管理方式（委任型））。

このような経緯で決着した電子手形のシステムは、中央管理機関を頂点として金融機関と専用線で結ばれ、なお利用者と金融機関とはインターネットでつなげられるような構成になっている。つまり、利用者は金融機関のインターネット HP を通じて電子手形行為を行い、その情報が

する有価証券に関する法律の内容が電子有価証券にそのまま適用されるかについては疑問であるから、電子有価証券に関する立法が必要でないかは別論である、とする。

⁵⁹ 日本における電子 CP や電子債権をめぐる議論においては、韓国法上の電子文書方式に相当するものを「電子証券方式」と呼んでいる（CP のペーパーレス化に関する研究会「報告書」（平成 12 年 3 月）3 頁以下、電子債権報告書・前掲注 4・73 頁以下を参照）。

専用線により管理機関を経由して、受取人の金融機関の HP へと送受信されるような構図である。ここで管理機関を経由することの意味が問題であるが、実務からは、この段階で電子手形の発行だけでなく、裏書などの過程においても「登録」が行われると理解されている⁶⁰。このように考えると、電子手形法は電子登録方式（電子手形行為のためには基本的に登録が要件とされる）を明示的に認めているわけではないが、実質的には電子文書方式とともに電子登録方式が採択されたことと同じ結果となっているといえることになろう⁶¹。

以上を要するに、有価証券の電子化の方式につき韓国は、登録した電子手形において、電子手形（電子文書）の送受信により実物手形の交付の要件を法理上擬制する方式（「電子文書方式」）を採択することによって有価証券法理の擬制が容易にできるようにしつつ、中央管理機関（取引金融機関）のシステムを通じてすべての電子手形行為が行われるようなシステム構成（集中管理方式（委任型））を採択し、同時に登録手形の同一性を確保し取引記録を保存するための技術的措置を施すことによって（実質的には電子登録方式）、電子文書方式で欠如しがちな電子手形取引の安全性にも配慮できる、といったスタンスによって電子手形が制度設計されている、ということができらる⁶²。

（3）手形法理の適用と電子化の特性

以上、「電子手形」を法制化するに当たっての韓国法の基本的なスタンスなり特徴を整理してみたが、それは要するに、手形を電子的に発行・流通などするための法理的・技術的な側面における「制度設計の方式」に係る問題である。そのような方式に基づき、電子手形の制度設計上の骨格が作られたわけであるが、それでは、手形を電子化するに当たって、流通性の確保や譲受人の

⁶⁰ 電子手形管理機関の担当者は、「電子手形登録元帳」が作られる、一種の電子登録方式であるとする。

⁶¹ ただ、それが法理上どのような意味を有するかは別問題である（後述 4.(3)を参照）。

⁶² 以上のような韓国法の態度の検討から、有価証券の電子化に関する二つの方式の違いが明らかになったものと考えられる。すなわち、韓国法がその一段をおいている「電子文書方式」は、有価証券で要求される書面性の要件を電子文書により代替することができるという発想に基づくもので、この方式においては、権利の移転（流通）に関連するシステムの安全性が確保された場合は、既存有価証券の法理をそのまま適用することができる利点がある。このようなアプローチを採用している法制として、「譲渡性記録（transferable records）」に関する規定（第 16 条）を設けているアメリカの統一電子取引法（UETA）（1999）がある。ここでは、UCC 第 3 編による約束手形（note）または UCC 第 7 編による権原証書（document）の「所持（possession）」の概念に代わり、「譲渡性記録に対する支配（control）」という概念が使われているが、譲渡性記録の権利移転に関連するシステムの信頼性が確保されている場合、譲渡性記録に対する支配を有する者が譲渡性記録の所持人（holder）になり、UCC 下の、譲渡性記録に相応する記録ないし書面（約束手形、権原証書）の所持人と同一の権利および抗弁権を有することになる（ただ、「支配」の要件を満たすためのシステムの仕組みについて、第三者登録機関（a trusted third party registry system）の利用可能性についても言及がなされており（UETA 第 16 条のコメント 3）、その意味では、技術的な理由による電子登録方式の採択の道も選択肢としては残されている模様といえるだろう。譲渡性記録については、とりわけ、Jane K. Winn, What Is a Transferable Record and Who Cares?, 7 Boston Univ. Journal of SCI. & TECH. Law, 203 (2001)を参照）。

一方「電子登録方式」とは、実物証券を発行せず証券登録簿に電子的に登録することによって、権利移転などの効力が発生（または対抗要件を具備）するとするもので、主に CP、社債・国債および株券などの証券決済システムにおいて活用されている方式である。前述した「電子文書方式」があくまでも有価証券制度の延長線上でその活用が模索されているものと理解される一方で、「電子登録方式」は、有価証券に代わる概念（電子有価証券）を想定せず、「登録」のみが権利移転などの要件になる点で、韓国ではこれを有価証券制度とは異なる新たな制度（電子登録制度）として位置づけようとする見解がある（これに対し、新たな制度というよりは、有価証券制度の延長線上で把握することによって法的安定性や投資家への権利保護を図ることができるという反対意見もある）。なお、電子登録方式は、株券などの投資証券だけでなく、指名債権の権利移転においてもその活用の場が期待できる（後述する「電子債権」を参照）。

いずれにせよ、手形の電子化に関して韓国法は、発行登録をまず求めたうえで、すべての電子手形行為が電子文書の送受信により行われる方式（発行登録＋電子文書方式）を採択しているが、システム上は電子手形（電子文書）の送受信と同時に権利移転等の情報が「登録」される仕組み（実質的な電子登録方式）になっている。

保護などのための既存の手形法上の諸法理はどうか、というのがここでの関心事である。

この問題についての電子手形法の基本的な態度は、電子手形に関して本法に規定がある場合を除いては手形法の定めによる（4条）、ということである（手形法の特別法）。既述したように、電子手形法は、電子手形取引の安全性の確保や利用者保護、電子手形管理機関の監督などのための特別規定（第3章以下）を設けているほかは、電子手形行為の方式に関する規定がほとんどの内容となっている。したがって、手形上の権利の実体に関する規定、とりわけ流通性の確保や譲受人の保護のための手形法上の諸法理（制度）（例えば、無因性、遡求義務、善意取得⁶³など）は、基本的に電子手形にもその適用が予定されているといえる。問題は、電子化の特性（電子的な方式による手形取引の特性）が、手形法理の適用（解釈）にどの程度まで影響しうるかである。以下では、既存手形法理のうち、電子化との直接的な係わりがあると思われる善意取得について考えてみる（善意取得は裏書の連続のある手形の所持人に認められる制度であるから（手形法16条2項）、電子的方式による裏書（＝電子化）と関連する）⁶⁴。

ここで「電子化」の特性とは何かがまず問題であるが、電子取引の一般的な性質から考えると、とりわけ取引の追跡が可能である点を指摘できる。すなわち、ネットワークの世界になると、流通している経路はすべて追跡可能ということになり、全部つながっていてトレーサブルである⁶⁵、ということである（実際、電子手形システム上では、取引記録の保存や追跡が可能な仕組みになっている（法16条参照））。しかも電子手形取引は、登録された利用者同士の取引という、いってみれば閉ざされた世界での取引でもあり、さらに実務上、電子手形の発行や裏書などの電子手形行為はSMSによりリアルタイムで当事者に通知され、また利用者は自分の取引内訳を随時照会することもできる仕組みになっている。

このような特性を持つ電子手形取引においては、例えば受取人の誤記載⁶⁶や、IDなどの盗取による電子手形の偽造など、事実には符合しない権利関係が発生したとしても、関連取引記録の追跡などによる当該事実の把握とその回復は、オフライン上の取引よりは容易にできるということができらる⁶⁷。そうすると、上記例で誤記載により受取人とされた電子手形の受信者またはIDなどの盗取者から転々流通された電子手形があるとしても、善意取得による譲受人の保護が問題になる領域は事実上狭くなるのではないかと、また善意取得による所持人の保護が実際に問題になった場面においても、以上のような電子化の特性からは、善意取得を認めるための要件（例えば、善意・無重過失）の適用基準が強化される可能性もあるのではないかと、というふうにも思われるのである⁶⁸。

⁶³ 以上の3点は、日本の電子債権をめぐる議論において、有価証券法理から電子債権に求められる機能として特に挙げられているものである（杉浦・前掲注4・49頁以下。電子債権報告書・前掲注4・76頁以下も参照）。

⁶⁴ これに対し、「無因性」とは、手形債権が原因債権に影響されない性質のことであるから、手形行為が電子的方式で行われる（＝電子化）としても、それ自体、原因債権との関係（無因性）に直接影響するわけではない。また「遡求義務」は、満期に支払拒絶などされた手形について裏書人などが手形金などの支払の義務を負担することであるから、やはり電子化と直接的な関係があるとはいえない。

⁶⁵ 座談会・前掲注4（ジュリスト特集）・22頁〔松本〕教授の発言。

⁶⁶ 「誤記載」と関連しては、受取人の誤記載の他に、「金額データの誤記載」の場合に善意取得を認めるかについても議論がありうる。日本の電子CPにおいては、金額に関するデータの誤記載の場合も善意取得を認めるとされており（社債等の振替に関する法律77条）、電子債権をめぐる議論においては、金額データの誤記載に係る善意取得を認めるかについて意見が分かれているようである（電子債権報告書・前掲注4・81頁以下参照）。

⁶⁷ 電子手形の返還や受領拒否に関する規定（14条）の趣旨は、まさにこのような点にあるものと考えられる。

⁶⁸ また、電子手形取引においては、第三者のシステム侵入によるIDなどの盗取ないし無権限者の登録（偽造）などの可能性が存在するが、そのような場合には、善意取得の問題以前に（またはそれと共に）、システムリスクとその責任からの検討も必要になってくるだろう。

要するに電子化の特性は、以上の「推測」を前提とする限り、とりわけ取引の追跡という点で既存の手形取引とは異なる取引の様子を作り出し、既存手形法理（善意取得）が適用される領域にも変化をもたらす可能性もあるように思われる。ただ、そのように予想することができるとしても、手形法の特別法としての本法の性質から、善意取得制度は電子手形法上その適用が予定されており、それが他の手形法上の諸制度（無因性、遡求義務など）においても同じであること（電子手形法4条参照）には変わりがない。そうすると、善意取得など既存制度の個別具体的な適用に際しては、流通性の確保（譲受人の保護）など制度の本来の趣旨を踏まえたいうえで、電子化の特性をも併せて考慮するという姿勢が必要になってくるだろう。それが「手形」を「電子化」した本法の趣旨に合うものと考えられるからである⁶⁹。

いずれにせよ、既存手形法理と電子化の特性との関係をどのように調和させていくか、今後の課題になるように思われる。

3. 電子売掛債権とその制度設計上の特徴

(1) 序：電子売掛債権制度の概観⁷⁰

韓国の電子売掛債権制度は、売掛債権を利用した支払決済を電子的に具現したものであって、銀行業界が共同で開発した決済システムを前提とするものである。この決済システム下では、銀行と購買企業・販売企業および電子債権管理機関などがネット（専用線、インターネット）上で結ばれ、物品等の購買と代金決済が自動連携処理される（2002年3月からスタート）。この制度の仕組みは、取引金融機関（発行銀行）と事前約定を締結した購買企業が商取引を通じて物品等を購買した後、発行銀行を通じて電子売掛債権を発行（電子債権管理機関に登録）すると、販売企業は、自分の取引金融機関（保管銀行）を通じて満期日（最長180日）に該当代金を購買企業から入金される（満期決済）か、発行された電子売掛債権を担保に保管銀行から貸出を受ける方法（担保貸出）で電子売掛債権を早期現金化する、といった具合である。

このような制度下で発行される「電子売掛債権」の法的性質は、いわゆる「指名債権」であり、登録された債権（電子文書）は電子化された債権証書（証拠手段）としての役割を果たすにすぎないと理解されている（反対説あり）。したがって、現に担保貸出のための保管銀行への譲渡に限って許されている電子売掛債権（指名債権）の譲渡は、民法上の対抗要件の具備を必要とするものであり、現行法制上その（第三者）対抗要件の具備は、オフラインによって行われるのが現状となっている。その意味では、電子売掛債権の譲渡と関連した対抗要件の電子的具備（「対抗要件の電子化」）の要請が解決されるべき課題であって、電子債権制度をめぐる法制整備の動き（電子金融取引法案）においても、この点に重点が置かれている模様である⁷¹。

⁶⁹ 現在の学説上は、電子手形法を運用するに当たっては、既存の手形法理を基本としたうえ、電子手形の電子的特性による不可避な最小限の範囲内においてのみ手形法理論を修正すべきであろう、と捉える見解（李・前掲注32・3頁）が有力である。

⁷⁰ 制度の全般については、拙稿・前掲注7「韓国の電子売掛債権制度」53頁以下を参照されたい。

⁷¹ 電子金融取引法案は、2002年10月に韓国政府（財政経済部）から草案が出され（第1次立法予告案（第1次政府草案））、2003年8月に若干の修正のうえ韓国国会に提出された（第1次国会提出案）。しかし、この法案は第16回国会の会期満了とともに自動的に廃案となった（2004.5）。その後、韓国政府は再び、第1次国会提出案を基にした政府草案を公表し（2004.8、第2次政府草案）、その内容に若干の修正を行ったうえ2005年1月に同法案を国会に提出した（第2次国会提出案、現在審議中）。電子金融取引法案の成立が難航している理由としては、電子金融取引の事故発生時の責任負担のルールが金融機関等に不利になっている点（消費者保護の重視）や、電子金融業を営む非金融機関を金融監督当局による規制の対象としようとするのに対し、関連業界（通信業界など）からの反発がある点を挙げることができる。なお、同法案に関する本稿の記述は、現在国会審議中の第2次

以上がこの制度の概要であるが、以下では、法理構成の側面とシステム構成の側面とに分けて、電子売掛債権の制度設計上の特徴についてより詳しく検討する。なお、電子金融取引法案上の電子債権制度は、現行実務上の電子売掛債権制度を念頭においたものであるが、「売掛債権」の電子化に限定されてはいない（電子売掛債権は法案上の電子債権の一種）⁷²。以下では、特に現行電子売掛債権制度を中心に記述し（「電子売掛債権」、法案上の制度を前提とする場合には「電子債権」という用語を使うこととする。

（２）電子売掛債権の法理構成

A. 電子売掛債権の発行：変更権の行使

電子売掛債権取引基本約款（以下「約款」という）は、電子売掛債権について以下のように定義している。すなわち、電子売掛債権とは、「購買企業が商取引を通じて販売企業と財貨または役務（「物品」）の購買契約を締結することによって発生した物品代金債権〔売掛債権〕を、購買企業〔債務者〕が本約款で定めた変更権に基づき、電子債権発行代行銀行（「発行銀行」）を通じた電子的手段により、本約款で定めた手続と方法に従い、債権の決済、行使方法、決済時期などを変更することとする意思表示をすることによって、変更され確定する債権」をいう（2条1号）。この定義規定を簡略化すると、電子売掛債権とは、企業間の売掛債権を、電子売掛債権へと変更することとする債務者の意思表示によって変更される債権、ということになる。

このように、約款上の電子売掛債権の概念は、「変更権の行使（変更の意思表示）」をその核心的な要素とするものとなっているが、それは変更されて確定する債権（電子売掛債権）のサイドからいうと、電子売掛債権の「発行」へと直接つながるものである。約款は、「発行」とは「購買企業が物品代金債権を電子売掛債権へと変更する内容の権利（「変更権」）を行使することをいう」（2条3号）とすることによって、この点を明らかにしている（発行＝変更権の行使）。

変更権の行使（発行）と関連しては、約款上以下のような別途規定がある。まず、購買企業と販売企業が、本約款の適用を受ける物品購買基本契約⁷³を締結する場合、購買企業は今後その契

国会提出案を基準とする。

ちなみに、第1次政府草案（これについては、杉浦＝徐・前掲注7の試訳を参照）は、電子債権制度について、i）電子債権の定義（2条16号）、ii）電子債権譲渡の金融機関への限定（20条）、iii）譲渡の対抗要件の電子的な具備方法（対抗要件の電子化）（21条）、iv）電子債権管理機関の金融監督当局への登録に関する規定（31条4項、32条以下）、といった四つの内容を盛り込んでいたが、第2次国会提出案においては、以下のように修正されている（第1次国会提出案もほとんど同じ）。i）電子債権の定義に登録要件を追加（第1次政府草案では、登録要件は第20条の内容に吸収されていた）。ii）電子債権譲渡の金融機関限定に関する20条の削除（この修正により、電子債権の譲渡の範囲が現行電子売掛債権制度より広がる可能性が生じている。ただ、その限界については、注88を参照）、iii）譲渡の対抗要件の電子化については、修正なし、iv）電子債権管理機関の金融監督当局への登録については、他に、電子債権管理機関に対する金融監督当局による監督・検査などに関する規定や、電子債権登録の手続と方法その他必要な事項を施行令に委任する旨が追加されている。以上の修正内容を要するに、電子債権管理機関に対する行政規制の強化（監督など）が明記され、また政策的な側面の変化（20条の削除）が示唆されているものの、事実上、電子債権制度に関する私法規定としてもっとも重要な意味を有するものと思われる「対抗要件の電子化」に関する規定には修正がない。なお、法案がそのまま成立した場合、現行電子売掛債権制度の具体的な内容（約款など）の一部は、電子金融取引法の施行令等に盛り込まれる可能性がある。

⁷² 法案（第2次国会提出案）上の電子債権とは、i）債務者が債権者を指定すること〔指名債権〕、ii）電子債権に〔売買等による〕債務の内容が記載されること〔原因関係の明記〕、iii）発行者〔債務者〕の公認電子署名があること、iv）金融機関を経緯して電子債権管理機関に登録されること、v）電子取引基本法の関連規定（6条）に従い、債務者が債権者にi）～iii）の要件が記載された電子文書を送信し債権者がこれを受信すること、といった5つの要件を全て備えた、電子文書に記載された債権者の金銭債権のこと、と定義される（この定義規定については、注103も参照）。

⁷³ 物品購買基本契約とは、物品購買に関する継続的取引において、その代金支払については電子売掛債権により

約で発生する物品代金債権〔売掛債権〕を本約款で定めた電子売掛債権へと変更することができる（基本契約の締結、3条1項）。このような基本契約に基づき、購買企業が発行銀行に対し、個別の売掛債権を電子売掛債権へと発行〔変更〕してくれるよう要請〔申請＝申込〕した場合、当該売掛債権を電子売掛債権へと変更するという意思を表示したものとみなし、これと同時に販売企業は購買企業のこのような変更権の行使に承諾したものとみなす（変更の要請、3条2項）。この場合、発行銀行が購買企業の要請を受け入れて電子的手段でこれを電子債権管理機関〔金融決済院〕に発行登録すると、それと同時に当該売掛債権は電子売掛債権へと変更されたものとみなされる（発行登録、3条3項）⁷⁴。

以上を要するに、購買企業と販売企業との間の基本契約に基づき、購買企業が個別の売掛債権を電子売掛債権へと変更するよう発行銀行に要請し（変更権の行使）、それが電子債権管理機関に登録されると、売掛債権は電子売掛債権へと変更（発行）される、ということになる。電子売掛債権の発行には、発行人の変更の要請（変更権の行使＝変更の意思表示）とこれに対する販売企業の承諾（擬制されている⁷⁵）、および発行銀行の承諾（発行審査による、電子債権管理機関への登録依頼の決定）が必要となっている点で、契約説的な構成⁷⁶が取られているといえるが、それだけでは不十分で、電子債権管理機関への「登録」を電子売掛債権の発行のための要件（効力発生要件）としている点に特徴がある。

B. 原因債権との関係：有因性ないし同質性

電子売掛債権は、以上のように、変更権の行使（や登録）によって発行される、ということであるが、ここで変更前後の債権、つまり原因債権（売掛債権）と電子売掛債権との関係をどう捉えるかが問題である。この点について、文理上は、変更権の行使によって原因債権は電子売掛債権へと変更され確定するという法理構成であるから、電子売掛債権が発行されると、電子売掛債権のみが存在することになるが、両債権は決済時期や方法など債務内容の一部を変更しただけでその本質を共にするから、売掛債権に抗弁権が存在する場合それが付着したまま電子売掛債権が成立し、売掛債権の消滅時効もまた中断なく進行する、と捉えることになろう⁷⁷。また、電子売掛債権への変更だけでは決済の効果が生じるわけではないから、電子売掛債権の弁済をもって初めて購買企業（債務者）の原因契約上の債務は履行されたことになる⁷⁸。以上のような解釈は、手形債権において原因債権との並存および無因性が基本的な特性となっていることとは区別される、電子売掛債権の法理構成上の特徴を表すものである（有因性ないし同質性）。

電子債権管理機関の実務指針である「電子売掛債権業務処理手続」（2002.2）（以下「業務処理手続」という）には、原因債権と電子売掛債権との以上のような関係を前提としたいいくつかの規

行うことを合意した基本契約を指す。

⁷⁴ 電子売掛債権の発行の法的効力（購買企業の電子売掛債権の支払義務など）が発生する時点は、金融決済院の電子債権登録元帳に登録された時点である（電子売掛債権業務処理手続〔電子債権管理機関の実務指針〕II.1.1-3）。

⁷⁵ 変更権の行使（変更の意思表示）に対する販売企業（債権者）の承諾が擬制される点で（約款3条2項）、「変更権の行使」は基本契約が想定している決済方式の合意（＝予約）に基づく予約完結権の行使としての性質を有する、と捉える見解がある（鄭敬永・前傾注58・52頁）。

⁷⁶ 変更権の行使による発行行為の法的性質と関連して、これを「更改契約」または「代物弁済」と捉える可能性もあるが、この点に対しては、債務の重要な部分の変更（日本民法上は要素の変更）があったといえない点で更改契約（韓民500条、日民513条1項）とみることはできず、なお債権の形態が変わっただけでその満足があったともいえないから代物弁済とみることもできないだろう（鄭敬永・前傾注58・54頁以下）。

⁷⁷ 鄭敬永・前傾注58・55頁。

⁷⁸ 鄭敬永・前傾注58・56頁。

定が設けられている。まず、電子売掛債権は、(販売企業が自分の債務を不履行等した場合) 基本的に両当事者の合意によって、その発行を取り消すこと(消滅)ができる。この際、購買企業と販売企業がそれぞれの取引銀行を通じて電子売掛債権の(発行の)取消を依頼し、それが電子債権管理機関に登録されることによって電子売掛債権は消滅することとなる(業務処理手続Ⅱ.7.7-2)。なお、電子売掛債権は一定の場合、その内容を変更することもできる。すなわち、購買企業(債務者)が発行銀行の支払保証付きの電子売掛債権(保証電子売掛債権)を発行した場合、[販売企業による]物品購買契約の債務履行事実を購買企業から通知されることを条件として、販売企業(債権者)が電子売掛債権の権利を行使できる取引(いわゆる「売買保護取引」⁷⁹⁾において、かかる契約上の債務履行の事実が購買企業によって通知されるまでは、販売企業による電子売掛債権の権利行使が不可能な状態であるから、契約当事者は販売企業の債務履行の状況に応じ、電子売掛債権の内容(満期日や債務額(減額のみ))を変更することができる⁸⁰。この場合、変更された内容は、電子売掛債権の取消の場合と同様、電子債権管理機関に登録される(業務処理手続Ⅱ.7.7-3)。要するに電子売掛債権は、一度発行された後も、原因契約上の債務不履行などの事実が生じた場合、当事者間の合意によって、その発行を取り消すか発行された債権の内容を変更することができるなど、原因債権と電子売掛債権は密接に関係している。

一方、購買企業は、一定の場合(販売企業の債務不履行がある場合、詐欺・強迫などにより電子売掛債権が発行された場合、電子売掛債権の取消に販売企業が同意しない場合)には、発行銀行を通じて「事故申告」を電子債権管理機関に登録することができる(約款10条、業務処理手続Ⅱ.4.4-2・4-6)。事故申告が登録されると、保管銀行による販売企業(債権者)への担保貸出(下記C.参照)が制限される仕組みになっているから、間接的に販売企業の債務履行や電子売掛債権の取消などに影響することになる⁸¹。

C. 電子売掛債権の譲渡と対抗要件の電子化

変更権の行使や登録によって発行された電子売掛債権の譲渡は、現行制度上は、販売企業(債権者)が担保貸出を受けるため取引金融機関(保管銀行)へ譲渡する場合に限定されている(約款13条、業務処理手続Ⅰ.1.1-11)。ここで、この電子売掛債権の譲渡の法理構成がどうなっているかが問題であるが、これは電子売掛債権の法的性質に係る問題である。すなわち、電子売掛債権を指名債権とみるなら、その譲渡のためには民法上の指名債権譲渡の対抗要件を具備する必要

⁷⁹ 売買保護取引は、物品の引渡と代金の決済が円滑に行われるよう、購買企業の同時履行の抗弁権を制度化したものとえよう(一種の「エスクロー」)。

⁸⁰ 徐・前掲注7・55頁(注(8))も参照。

⁸¹ なお、電子売掛債権と原因債権との関係と関連して、電子売掛債権または原因債権の二重譲渡のリスクが問題である。要するに、現行電子売掛債権制度において売掛債権(原因債権)が管理機関に登録されると、登録された電子売掛債権自体が二重譲渡される可能性は考えられないが、電子売掛債権が登録された後、原因債権が二重譲渡されるリスクは残る(約款の解釈上は、変更権の行使により原因債権は消滅すると解されるが、約款に拘束されない第三者が原因債権の譲り受けを主張する場合)。そのようなリスクを解消するためには、原因債権と電子売掛債権の関係につき強行法的手当(例えば、変更権の行使ないし発行登録により原因債権が消滅する旨の規定)が別途必要になるが、法案上は施行令による手当の可能性がただである。一方、売掛債権の発生後、登録時点までその売掛債権が二重譲渡される可能性も考えられるが、そのような場合はそもそも電子売掛債権の発行登録の問題(発行銀行の発行審査)として処理されるだろう(原因契約がeMPを経由するなど電子的に締結される場合なら、原因債権が二重譲渡される可能性は希薄だろう。他方、原因契約がオフラインで締結される場合は、電子債権の発行審査が厳格になる。)。

日本における電子債権をめぐる議論において、このような問題意識(二重譲渡)からの最近の論考として、池田真朗「一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較(上)(下)―債務引受と債権譲渡・差押えの競合―」銀行法務21・647号・648号(2005.6・2005.7)40頁以下・14頁以下も参照。

が生じるが、手形のような有価証券（民法上は証券的債権）とみることができるとすると、裏書・交付（を擬制できる）要件が必要になってくる。一方、第三の債権だとすると、その譲渡による権利の移転を公示するためにどのような要件を具備すべきかが法的問題として提起されるだろう。

この問題について、電子売掛債権制度の約款上は、電子売掛債権が「指名債権」であることを前提とする規定を設けている。すなわち、販売企業（債権者）が担保貸出を受けるため電子売掛債権を保管銀行に譲渡するに際して、購買企業（債務者）は、電子売掛債権の発行と同時にこれに「承諾」することとする、という構成である（**事前承諾**、13条1項）⁸²。債務者の事前承諾に関するこの規定により、債務者対抗要件が具備されることになるが、第三者対抗要件については別途の規定がなく、実務に任されている。これについて実務上は普通、保管銀行（譲受人）が内容証明郵便など確定日付のある証書を購買企業（債務者）宛てに通知すること（オフライン）により、第三者対抗要件を具備しているとされる⁸³。なお、電子債権管理機関の実務指針である「業務処理手続」は、電子売掛債権が指名債権である旨を明示したうえ、オフラインによる電子売掛債権の譲渡の通知という実務上の慣行についても、その指針の中に反映している（業務処理手続Ⅱ.2.2-1）。

以上のように電子売掛債権は、民法上の「指名債権」として捉えられ、したがってその譲渡においても指名債権譲渡の対抗要件の具備が求められている。しかし、その対抗要件の第三者対抗要件の具備方法がまだオフライン上で行われていることは、債権の電子化によって業務処理の迅速性や費用の節減などを図ろうとした制度の趣旨に反するものである。したがって、このような制度上の不備（法制整備の必要性）から、現在国会審議中の電子金融取引法案（「法案」）においては、電子債権の譲渡における対抗要件の電子的な具備方法（対抗要件の電子化）について法定している。

法案による電子債権譲渡の対抗要件の具備方法は、以下のようになっている。すなわち、電子債権の譲渡は、次の要件をすべて備えたときに、民法450条（日民467条）1項の規定による対抗要件を満たしたものとみなされる。i）譲渡人の債権譲渡の通知または債務者の承諾が、電子署名法上の公認電子署名をした「電子文書」によって行われること、ii）第1号の規定による通知または承諾が記載された電子文書が、電子債権管理機関に「登録」されること（法案19条1項）。なお、第1項の規定による通知または承諾が記載された電子文書に、電子署名法20条の規定による「時点確認⁸⁴」があり、かつ第1項の要件をすべて備えたときに、民法450条2項の規定による対抗要件〔第三者対抗要件〕を満たしたものとみなす（同2項）。

要するに、法案がそのまま法制化された場合、電子的な方法（電子文書+時点確認付きの公認

⁸² ただ、異議を保留しない承諾は債務者に不利になるため、約款は、事前承諾の場合であっても、債務者が債権者に対抗できる事由が発生したときなどは異議を保留することができる旨を定めている。もっとも、この場合、担保貸出を行う金融機関（保管銀行）のリスクが増加する可能性もあることから、約款は、担保貸出がすでに実行されている場合には例外を認めている（「購買企業は、販売企業が購買契約を誠実に履行しないなど、販売企業に対抗することができる相当な事由が発生した場合、または第三債権者から差押えの通知などがある場合、発行銀行に事故申告（申出）して前項の承諾を留保することができる。ただし、電子売掛債権担保貸出がすでに実行されている場合は、この限りでない。」（約款13条2項））。

⁸³ 徐・前掲注7・56頁。なお、この場合の電子売掛債権の「譲渡契約」の実態であるが、保管銀行の実務上は、販売企業（譲渡人）と「包括的」電子売掛債権の譲渡契約を締結（+包括的譲渡通知）する場合もあれば、電子売掛債権の「件別」に電子売掛債権の譲渡契約を締結（+件別譲渡通知）する場合もあるとされる（金融決済院・参考資料）。

⁸⁴ 「公認認証機関は、利用者の申請がある場合には、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点電子署名して確認することができる。」（電子署名法20条）

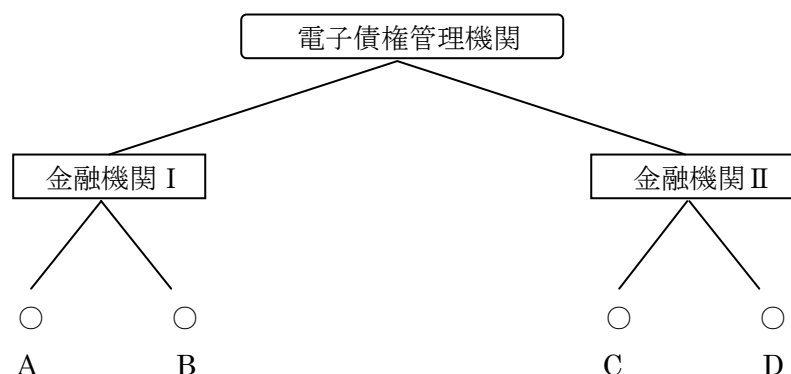
電子署名)で、電子債権譲渡の通知または承諾を電子債権管理機関に「登録」すると、民法上の第三者対抗要件までを備えたことになる⁸⁵。

以上、電子売掛債権制度の法理構成上の特徴につき述べてきたが、以下では、そのシステム構成上の特徴につき検討する。

(3) システム構成上の特徴：電子登録方式

電子売掛債権のシステム構成自体は、中央管理機関（電子債権管理機関）と金融機関が専用線で結ばれ、利用者は自分の取引金融機関のインターネット HP を通じて電子売掛債権取引を行うといった点で、基本的に電子手形のそれと共通している。このような点から、取引の仕組みにおいても両者には類似した点が見られる。すなわち、電子売掛債権の発行の場合、債務者は自分の取引金融機関（発行銀行）の HP を通じて電子債権管理機関に登録することによって電子売掛債権を発行し、当該債権の債権者は自分の取引金融機関（保管銀行）の HP からその発行の内訳を確認する、といった仕組みであるが（電子債権管理機関は発行銀行の登録依頼を受け、電子売掛債権を登録・管理する）、これは、電子手形の発行の仕組みが、利用者が取引金融機関の HP を通じて電子手形の発行ボタンをクリックすると、電子手形管理機関に登録されると同時に、かかる電子手形が受取人の取引金融機関 HP 上の指定口座（部屋）に送信されることになっているのと、基本的には同じ仕組みなのである。とはいっても、電子手形の場合、電子手形を一種の要式文書（電子文書）として捉え、その送受信が重要な法理上の意味を有するのに対し（電子文書方式）、電子売掛債権の場合（特に対抗要件の電子化が実現した場合）は、電子債権管理機関への登録が重要な法理上の意味を有する（電子登録方式）という点で、区別がつけられるものといえよう。下記の図は、電子売掛債権のシステム構成を簡略化したものである

(図表Ⅳ－1) 電子売掛債権のシステム構成 (イメージ図)



⁸⁵ この場合、電子債権譲渡の通知をする者や登録する者は誰かなど、対抗要件の電子化の具体的な手続や方法が問題であるが（法案は、電子債権の〔譲渡〕登録に関する手続と方法などを施行令に委任している（法案 28 条 3 項）、韓国民法上、譲受人が譲渡人の代理人として債権譲渡の通知を行うのは許容されており（判例・学説）、現行電子売掛債権制度においても、譲受人（保管銀行）が譲渡人の代理人として内容証明郵便などにより債務者宛てに債権譲渡を通知するのが実務の現状となっている（徐・前掲注 7・56 頁参照）。このような点や対抗要件の電子化に関する上記法案の内容（19 条）から現在は、（現行電子売掛債権制度における）電子債権譲渡の対抗要件の電子化は、譲受人（保管銀行）によって当該電子債権譲渡が電子債権管理機関に登録され（「確定日付ある証書による通知」の擬制＝第三者対抗要件の具備）、その事実はまだ管理機関から（発行銀行を経緯して）債務者（購買企業）宛てに電子的な方法で通知される仕組みになろう、と捉えるのが有力である（金融決済院の実務者による解説資料など）。

このシステム構成図により現行電子売掛債権制度の仕組みを説明すると、例えば、A（購買企業＝債務者）とC（販売企業＝債権者）が電子売掛債権取引を合意した場合、それぞれ金融機関ⅠとⅡと関連契約を締結する。続いて、Aが金融機関Ⅰを通じて売掛債権を電子売掛債権へと変更してくれるよう要請し、それが電子債権管理機関に登録されると、電子売掛債権が発行される。この場合、債権者であるCは満期まで待つか（満期決済）、電子売掛債権を担保として金融機関Ⅱに譲渡し（第三者対抗要件の具備はオフラインによる）貸出を受ける（担保貸出）ことによって早期現金化を図る、といった具合である。一方、債権者と債務者の取引金融機関が同じである場合も電子売掛債権取引は可能である。例えば、金融機関Ⅰの顧客であるAとBが売掛債権を利用して電子売掛債権取引をする場合なら、A（債務者）、B（債権者）、金融機関Ⅰとの間の三者間契約で、Aが金融機関Ⅰを経緯して電子売掛債権を電子債権管理機関に登録して発行し、債権者Bは満期決済か担保貸出の方法で債権の回収を図ることになる⁸⁶。

ところで、上述したように、現在オフラインで行われている電子売掛債権譲渡の対抗要件の電子化が法案どおり実現した場合には、まず担保貸出のための電子債権譲渡の対抗要件は、電子的な方法（登録）により簡単に具備されることになる。上記図で取引金融機関が異なる場合なら、例えば、金融機関Ⅱは債権者Dから電子債権の譲渡を受けた場合（譲渡契約締結⁸⁷）、電子的な方法（電子文書＋時点確認付きの公認電子署名）で電子債権管理機関に当該譲渡を登録すれば（第三者）対抗要件が具備される。一方、取引金融機関が同じである場合も、電子売掛債権を発行（登録）しておいたなら、電子債権管理機関へ登録することによって、簡単に当該電子債権譲渡の（第三者）対抗要件が具備される。

なお、以上の記述は、現行制度の枠組み（電子売掛債権の譲渡が保管銀行に限定されている）において、法案の成立による対抗要件の電子化が電子売掛債権制度において果たす役割についてであるが、法案が成立すると、他にも電子債権の活用の方が広がる可能性がある。すなわち、実務のニーズなどを前提として、譲渡を保管銀行に限定している現行制度の枠組みの変更⁸⁸が実現できれば、例えば、電子売掛債権を保有している金融機関がこれを他の金融機関などに再譲渡することも可能になる。この場合もかかる電子売掛債権の譲渡は、電子債権管理機関に電子的な方式で登録することによって簡単に対抗要件を具備することができる。さらに、売掛債権だけでなく、金融機関の顧客に対する貸出（融資）債権の譲渡を電子的な方法で行うことも可能であろう。

⁸⁶ この場合、当事者の意思によって、別に電子売掛債権を発行登録しないことも論理上可能である。実務上は、売掛債権の債権者と債務者とで取引金融機関が同じである場合、販売企業（債権者）が売掛債権を担保に貸出を受け、満期に購買企業（債務者）が債務を償還する方式の決済制度（「電子方式売掛債権担保貸出」）が電子売掛債権制度の施行前に導入されていた（徐・前掲注7・56頁参照）。この制度においては、担保貸出のための売掛債権の取引金融機関への譲渡に際して、（現行法制上は）オフライン上で対抗要件を具備するしかないから、かかる売掛債権を管理機関に登録して電子売掛債権を発行する必要は現実的でない。

⁸⁷ 契約自由の原則上、債権譲渡契約の方式に制限はないが、システム上の工夫によっては、電子債権の譲渡契約と対抗要件の具備（登録）とを連携して行うこと（例えば、電子債権譲渡契約の締結と対抗要件の具備（登録）がシステム上同時に（または順次）行われる仕組み）も可能であろう。

⁸⁸ 法案上は、金融機関以外の者への譲渡を制限する条項（第1次政府草案20条1項）が削除されており、したがって法案がこのまま成立した場合は、対抗要件の電子化が簡単に電子債権管理機関を通じて具備される利点を考慮して、電子売掛債権の譲渡を金融機関（保管銀行）に限定している現行制度の枠が変更される可能性もなくはない（法令上の根拠規定（施行令？）、または約款の変更が必要だろう）。しかし、その場合、変更の枠の設定がまた問題であるが、保管銀行以外の金融機関への譲渡はともかくとして、有価証券のように利用者同士の譲渡（転々流通）を許容するような制度変更は、電子売掛債権が指名債権であることを前提としている現行制度や法案上の制度内容を考えたときは、可能性としては低いものと考えられる。もし利用者同士の譲渡まで許容する制度変更なら、安全な「流通性」の確保のための法理上の工夫（遡求義務、無因性、善意取得など）を同時に再検討する必要を生ぜしめるため、根本的な制度改革につながるものになりかねない。

例えば、ある金融機関が自分の顧客に対する貸出債権を電子債権管理機関に登録し（電子貸出債権の発行）、発行された当該電子貸出債権を電子債権管理機関に電子的な方式で登録することによって他の金融機関などに譲渡するような場合である⁸⁹。

電子売掛債権のシステム構成は、対抗要件の電子化が実現した場合、電子債権管理機関が登録機関（発行登録、譲渡登録など）としての役割を果たすことが想定されている点（電子登録方式）に、その特徴があるといえるだろう。

4. 電子手形と電子売掛債権の比較

以上、電子手形ならびに電子売掛債権について、それぞれ法理構成やシステム構成上の特徴を中心に検討してきた。以下では、以上の検討を基に、両制度の比較を軸として、韓国の制度全般を眺望してみる。

（1）制度設計の基礎：指名債権法理と有価証券法理の峻別

債権ないし有価証券の電子化に関する韓国制度の特徴は、まず、指名債権法理からのアプローチと有価証券法理からのアプローチを峻別して、それぞれ別個の制度として捉えている点に求められる。すなわち、電子売掛債権制度は民法上の指名債権の電子化を念頭において考案された電子決済（ないしファイナンス）の手段であり、電子手形制度は有価証券の電子化という議論の一環として、約束手形の電子化を法制化したものである。

この点、指名債権でも手形債権でもない新たな制度モデルを念頭において検討されている日本の「電子債権構想」とは基本的な発想が異なる。日本における議論は、（おそらくは）「債権の電子化」という観点からは、手形債権もそもそも原因となる債権を前提とするのだから、電子化により無券化が進む場合にはその原点である「債権」に立ち戻って検討を進めるべき、といった発想に基づいたものであろう⁹⁰。これに対し韓国の制度は、指名債権と有価証券としての手形に関する既存の法理をそのまま踏まえたうえで二通りの「電子化」を進める、といった発想に基づいている点で、日本とはアプローチが異なるのである。

以上のように、韓国の電子売掛債権制度と電子手形制度が異なる法理を前提として設計されたものであるとしても、有価証券の電子化（無券化）を考える場合、無券化の結果その原点として残るのが債権であることに鑑みると（指名債権の流通性を確保するために考案された制度が有価証券制度である）、両制度がその本質（債権）においても異なるものかについては、議論がありうるだろう。この点、日本のアプローチは、原点としての「債権」の電子化を議論の出発点としている点で、正しい方向性を提供してくれるものと評価できるだろう。ただ、「電子債権」という新たな制度における法理の構築は、そのまま難しい課題にならざるを得ない。これに対し、既存の法理を踏まえた制度作りといったアプローチを採択した韓国の取組みは、法理構築という観点からは、より易しい道を選んだものとして捉えることができるだろう。

⁸⁹ 日本の電子債権をめぐる議論において、貸出債権の電子化に関する最近の論考（藤田佳秀「電子債権法制によるローンセカンダリー市場の活性化」金融法務事情 1750号（2005.9）31頁以下）も、基本的には同じ発想に基づいたものと理解される。

⁹⁰ この点は、電子債権の実務モデルの一つとして注目された信金中央金庫の「電子手形サービス」においても、「手形の電子化」ではなく、あくまでも「**売掛債権の電子化**」である点が強調されていること（高橋秀充「手形の電子化」前掲注4・NBL812号の特集・21頁）からも確認できる。

(2) 法理上の差異

以上のように韓国は、指名債権法理と有価証券法理といった2つのアプローチから、2つの異なる制度をそれぞれ作り上げているわけであるから、指名債権と有価証券の法理は、基本的にそのまま電子売掛債権と電子手形の法理として受け継がれているといえる。まず電子手形は、前述したとおり、約束手形の特殊型として、流通性の確保や譲受人保護の観点からの手形法上の諸法理（遡求義務、無因性、善意取得など）の適用を基本的に前提としている（電子手形法は手形法の特別法である）。この際、電子化した世界の特性が既存法理の適用にどの程度まで影響しうかが問題であるが、この点については現在のところ、法運用過程における解釈上の課題として残されている状況といえるだろう。いずれにせよ、電子手形は、電子手形法上の特別規定（電子手形行為の方式、電子手形管理機関の義務や監督など）により規律されるほか、流通性の確保など電子手形上の権利の実体に関しては、既存手形法理の適用が予定されている、ということができるだろう。

これに対し、電子売掛債権は、基本的に民法上の指名債権の電子化を念頭においたものであり、その流通性も制限されているのが現状であるため、流通性を前提とする手形法上の諸法理（遡求義務、無因性、善意取得など）が適用される余地はない。現に電子売掛債権の譲渡は、担保貸出のための保管銀行への譲渡に限って許されているが、その譲渡には民法上の指名債権譲渡の法理（対抗要件の具備）が適用される（約款上は、譲渡の事前承諾に関する13条1項。なお法案は、電子債権（指名債権）譲渡の対抗要件の電子化を目指す）。他に、原因債権との関係においては、電子売掛債権の発行に関する概念構成が「変更権の行使」とされていること（前記3.(2)A.参照）との関連で、電子売掛債権は、原因債権がその本質は維持されたまま決済時期や方法などの一部の点だけが変更されたものと解されており、この点、原因債権と電子売掛債権との密接な関連性（有因性ないし同質性）を表すものである。約款が、担保貸出のための電子売掛債権の譲渡と関連して、電子売掛債権の発行と同時に債務者（購買企業）が事前承諾する構成をとる一方で（13条1項）、債務者が債権者に対抗できる事由（債権者の購買契約上の債務不履行など）がある場合などに、異議を保留することができる旨定めていること（約款13条2項（注82参照））も、指名債権としての電子売掛債権の原因債権との関連性（有因性）と無関係でない。さらに電子売掛債権は、原因債権の債務不履行などの場合に、基本的に債務者・債権者が合意したうえで電子債権管理機関に登録することによって、電子売掛債権の取消（＝消滅）や債権内容の変更をすることができる。いずれも、原因債権と電子売掛債権との密接な関連性を表すものである。

このように両制度が異なる法理を基礎とする点から、韓国では、両制度は一方が他方に代わる代替的な関係ではなく、その前提とする法理の特性や利用企業の事情（担保力⁹¹など）に従い相互補完的な関係にある、と捉える見解が有力である⁹²。さらに、学説の中には、（まるで指名債権の流通性を確保するため考案されたのが有価証券制度であるかのように）電子売掛債権制度で欠けている流通性を確保するための制度が電子手形制度である、と捉える見解もある⁹³。いずれにせよ、これらの見解によると、両制度が整備されたことで、企業にとっては電子決済（ないしフ

⁹¹ 電子売掛債権の種類には、保証式と無保証式とがある。保証電子売掛債権の場合は、購買企業が決済できないとき（未決済＝不渡り）、発行銀行が代支払をする仕組みであるから、支払の確実性が保障される一方、銀行としては担保力のある企業との取引を嗜好することになる。これに対し電子手形の場合には、担保力の足りない企業も基本的には利用可能である。

⁹² クォンジョンホ（権鐘浩）「電子手形制度の導入と法理的課題」（韓）比較私法10巻1号（2003.3）558頁以下。

⁹³ 鄭完溶・前掲注28・35頁。

ファイナンス)の選択肢が増えたことになる。

(3) システム構成上の特徴：中央管理機関の位置付け

以上から両制度の法理上の基礎が異なることが確認されたが、それでは、両制度の技術的な側面における異動はどうか。一言でいえば、両制度は基本的に、電子手形管理機関と電子債権管理機関という中央管理機関をそれぞれの制度の要としている点で共通しており⁹⁴、そのシステム構成上の外延はかなり類似している。すなわち、中央管理機関が複数の金融機関の頂点にたち、その構築したシステムを通じて電子売掛債権または電子手形が登録発行され管理される、といった具合である⁹⁵。

それでは、両制度において、それぞれ中央管理機関を制度の要としていることの意義はどこにあるのか。これは、日本の電子債権構想において、管理機関の設計図として、複数の民間企業が単層構造で管理機関となり電子債権の登録を受け付ける体制の可能性が言及されていること⁹⁶との対比においては、韓国制度の特徴的な要素を表すものといえよう。これについては、システムの一元化の側面と、登録機関としての側面という二つの側面からの検討ができるだろうと考える。

まず、**システムの一元化の側面**であるが、これを一言でいえば、複数の金融機関間のシステムを一元的に構築・運営することによって、取引の定型化を図り、なおシステム管理や監督を明確化・容易化する、ということだといえる。すなわち、第一に、金融機関間のシステムが一元的・統一的に構築されたうえ、金融機関と管理機関間の専用線によってネットワーク化しているため、利用者の立場からは、取引金融機関が異なることからの取引障害要因は除去できる⁹⁷。電子手形において発行や裏書、支払呈示といった電子手形行為のスキームや、電子手形および添付電子文書(裏書・保証・遡求電子文書など)の様式が金融機関間で定型化・統一化されていることは、このような側面を示すものである。第二に、システムを一元化することによって、システム管理上の責任主体を明確化することができる。すなわち、中央管理機関が基本的にシステム構築者であり運営者であるから、システム管理の責任関係も比較的容易に定まる、ということである。この点、中央管理機関と金融機関との間のシステム管理上の責任関係が問題になりうるが、基本的にはシステム運営や管理に関する両者間の契約によるものと理解される一方、電子手形の場合は、システム管理における両者間の関係が委任関係(中央管理機関のシステム管理の一部を金融機関

⁹⁴ 中央管理機関の選定について、電子金融取引法案(28条~33条)によると、電子債権管理機関は金融監督当局に登録することを要する(登録要件の法定)が、電子手形管理機関は法務部大臣が指定すること(指定要件の法定)となっている(電子手形法3条)。なお、両管理機関は、現在のところ、金融決済院で同時に遂行している。

⁹⁵ 両制度のシステム構成の外延が類似している点から、両制度を別個の制度としていることの妥当性に疑問を呈する見解も考え方としてはありうるが、この問題は両者の制度設計または法理構成をいかにするかの問題とも係るものである。

⁹⁶ 市川雅一「電子債権を活用した新しい金融サービスの創出に向けて一指名債権でも手形債権でもない新しい類型の債権」前掲注4・金融財政事情の特集・14頁、「Q&A 現在進行型で広がる電子債権構想のインパクト」同特集・30頁。

⁹⁷ この点、電子売掛債権において、仮に取引当事者の取引金融機関が同じであり三当事者契約で決済ないしファイナンスができるような場合なら、あえて中央管理機関を通じて電子売掛債権を発行する必然性はない、という点にもつながることに注意を要する。現行電子売掛債権制度の場合、電子債権譲渡の対抗要件の電子化がまだ実現していないため、金融機関としては、自分の顧客同士の売掛債権を利用した決済なら、当該売掛債権を中央管理機関に登録して電子売掛債権を発行する必要は現実的でないのである(注86参照)。しかし、対抗要件の電子化が実現して中央管理機関が登録機関としての役割を果たすこと(譲渡登録)ができるなら、取引金融機関が同じ場合であっても、電子債権を発行するニーズは生じることになろう。一方、電子手形の場合は、当事者の取引金融機関が同じであっても、その発行のためには中央管理機関への電子手形の登録が法定の要件とされている(電子手形法5条1項)。

に委任)である旨が明らかにされている(法務部の有権解釈)。一方で、第三に、システム管理が明確化していることは監督や検査の一元化・容易化にもつながる。この点と関連して、電子金融取引法案と電子手形法においては、それぞれの中央管理機関の監督や検査に関する規定⁹⁸のほか、安全性確保⁹⁹、取引記録の生成および保存¹⁰⁰などの義務規定を設けている。なお、電子手形法の場合、そのシステム提供者(アウトソーシング)である電子手形技術支援事業者が、システムと関連する検査においては電子手形管理機関とみなされる旨を別途設けている(施行令18条1項)。

次は、**登録機関としての側面**についてであるが、要するに中央管理機関は、電子債権や電子手形の権利の発生や移転を登録(公示)するための機関としての役割を果たすことができる、ということである。すなわち、登録された電子売掛債権において、その対抗要件の電子化が実現した場合、電子債権(指名債権)譲渡の対抗要件は、電子債権管理機関に登録することによって簡単に(電子的に)具備される(電子登録方式、前記3.(2)C.参照)。中央管理機関がシステムの管理・運営の主体であるとともに権利公示の登録機関としての役割をも果たす、ということである。一方、電子手形の場合は、「電子文書方式による登録手形の流通や権利行使」が電子手形法の基本態度であるが、実質的には電子登録方式が採択されたのと同じ結果となっているため(前記2.(2)参照)、電子文書方式による権利移転の公示と中央管理機関による登録との関係が問題である。要するに、電子文書の送受信により有価証券の交付(占有移転)を擬制できるとする電子文書方式が維持される限りにおいては、実務上の中央管理機関による権利移転の「登録」は、法理上は特別な意味を持たないということになろう(取引管理の側面)¹⁰¹。このように考えると、電子文書方式を採択した電子手形(または流通を前提とする電子債権も同じ)の場合は、権利移転の登録機関としての中央管理機関の設置は必ずしも制度設計の要素とはならない、ということにもなる。もっとも、中央管理機関の設置は、前述したシステムの一元化の側面や電子手形の発行登録の側面とも係っており、権利移転の登録機関としての役割のみを分離して考えることは、現実的とはいえないだろう¹⁰²。いずれにせよ、中央管理機関が対抗要件の具備ないし権利移転の登録機関としての役割を果たすためには、その法制化が先決条件となろう。

以上を要するに、韓国の両制度のシステム構成は、中央管理機関を中心とする制度設計という点で共通しており、中央管理機関はシステムの一元化や、登録機関としての役割(特に電子債権の場合)の側面から、その存在意義を確認できるものである。このように制度の要としての中央管理機関を頂点とする両制度のシステム構成は、その外形からしてかなり接近している模様となっている(図表Ⅲ-1、図表Ⅳ-1参照)。

⁹⁸ 電子債権管理機関は、金融監督当局が金融機関や電子金融業者のそれに準じて監督・検査する(法案28・38条)。一方、電子手形管理機関は、法務部大臣が、または金融監督当局がその委託を受けて、監督・検査する(電子手形法20条5項)。

⁹⁹ それぞれの管理機関に安全性確保義務が賦課される一方(法案28・20条、電子手形法15条)、安全性確保基準の遵守が、それぞれ登録要件(法案30条)と指定要件(電子手形法施行令3条・12条2項)となっている。

¹⁰⁰ 法案28・21条、電子手形法16条。

¹⁰¹ この点に関連して、李・前掲注32・488頁以下は、電子手形の発行登録は、電子手形取引を管理機関の管理下に置く趣旨からのものに過ぎず、それが電子登録方式をとった根拠にはならない、としたうえ、管理機関の機能は実物手形の紙に対応する電子文書を管理する役割を果たすにとどまり、原則的に手形の実体的な法律関係には関与しない、と捉える。

¹⁰² 電子手形管理機関は、金融機関間の差額決済業務(前掲注37参照)や取引停止処分(前掲注38参照)などを行う点で、実物手形の手形交換所としての機能も遂行するものと理解される。一方、電子手形において、電子文書方式を採択しない(電子登録方式を採択する)ことも制度設計上は可能な選択肢の一つであるが、その場合は電子「手形」の法理構成が困難な側面がある。

(図表Ⅳ-2) 電子売掛債権と電子手形の比較

区分	電子売掛債権	電子手形
法的性質	指名債権 * 反対説 ¹⁰³ あり	指図債権、完全有価証券 (電子有価証券)
根拠	電子売掛債権取引基本約款 * 電子金融取引法案 (審議中)	電子手形法
譲渡・流通	保管銀行への譲渡に限定	可能 (転々流通)
原因債権との関係	有因性	無因性
制度設計の方式	発行登録+譲渡登録 (法案) = 電子登録方式	発行登録+電子文書方式 (流通) * 実質的な電子登録方式
主な利用主体	大手企業、担保力のある 中小企業中心	担保力の足りない企業も 利用可能
長所	支払の利便性、 安全性	支払の利便性、 流通性

(資料：大手銀行の参考資料をもとに作成)

¹⁰³ 電子売掛債権を有価証券の一種と捉える見解 (有価証券説)。この見解の要旨は以下のとおりである。すなわち、電子文書に文書としての効力を認める韓国電子取引基本法第4条により電子有価証券の書面性要件はクリアできるから、電子売掛債権は不完全有価証券の一種である「記名債権」に近い性質を有するものといえる。記名債権とは、証券上に特定されている債権者に弁済しなければならない証券的債権 (記名証券) であって、商法上の記名社債 (韓商 479 条、日商 307 条)、裏書が禁止された手形 (手形法 11 条 2 項)・小切手 (小切手法 14 条) などが含まれる。記名債権の譲渡について民法上は別途規定がないため、指名債権の譲渡方法によるが、指名債権とは異なり債権が証券に表彰されているから、権利移転には証券の交付が必要であると解すべきである。したがって、このような記名債権に近い性質を有する電子売掛債権の権利の移転には、電子文書で作成された電子証券の交付が必要であるが、電子売掛債権制度においては「登録」によりかかる交付の要件は代替されている (鄭敬永・前傾注 58・41 頁以下)。

この見解は、電子金融取引法案 (2 条 16 号) が電子債権の定義につき、電子文書方式とも読めるような規定、つまり、「v) 電子取引基本法の関連規定 (6 条) に従い、債務者が債権者に [債権者・債務の内容など法定事項が記載された] 電子文書を送信し、債権者がこれを受信すること」(前掲注 72 参照) を置いていることと、法案が電子債権譲渡の対抗要件の電子化において「登録」を要件としていること (現行制度上は譲渡登録が要件ではないが、上記見解は譲渡登録を既定事実として前提としていることに注意) との、以上の 2 つの点においては、今後法案が原案とおりに成立したときは一つの考え方としては成り立ちうる主張ではあるが、現行制度の解釈としては無理があろう。なお、上記 v) の要件は、電子手形法 (6 条 4 項) のように、電子文書 (電子債権) の送受信時点を電子債権の発行の効力発生時点として明示的に規定しているわけではない点にも注意。

V. 結びに代えて：まとめと展望

以上、電子手形法の成立背景や経緯からはじめ、その主要内容を整理した後、電子手形と電子売掛債権の比較論を展開してきた。検討の結果、電子手形制度は、有価証券としての手形（の取引）を電子的に具現したもので、システム作りにおいても手形法理が擬制できるよう設計されていることが分かった。一方、電子売掛債権制度は、民法上の指名債権の電子化を念頭において、それを活用した企業同士の決済手段として考案されたものであることが確認された。それでは、それぞれ異なる法理を基礎として作り上げられた韓国の両制度の今後の展望はどうか。現時点における予測論にすぎないが、今までの検討を踏まえると、以下のように整理することができるだろう。

まず、電子手形の場合は、手形の完全なる電子化を目指す点で、国際的にも先例がない実験的な側面もあり、その活用の可能性は油断を許さない状況といわざるを得ない。この点、法案審議過程での議論においても指摘されたように、企業間の決済の場合、その金額が高額であるため、決済の利便性よりは安全性ないし確実性が優先される傾向があることを考えると、電子手形制度の施行以後においても、電子手形の取引安全性に対する信頼の構築には一定時間が必要との見解が説得力を得ている。さらに、現実的に企業の中には取引情報の漏出を嫌がる場所もあろうから、そのような企業にまで電子手形が利用されることを期待することは難しいとの見方も実務からは窺える。もっとも、そのような点を認めるとしても、電子手形システムの安全性や信頼性が確保できた場合には、実物手形を代替できる手段として活用される可能性も十分あるように思われる。この点に関連して、システム稼働後約2年で、全体手形取引の半分くらいを電子手形が占めるだろうという展望もなされており、帰趨が注目される。

一方、電子売掛債権制度は、債権の流通性を念頭においていない企業同士の決済手段として今までどおりその活用が期待できることになるだろう。特に原因債権との密接な関連性（有因性ないし同質性）から、相手企業の債務不履行などへの対応（電子売掛債権の取消や変更など）がより容易に行われうる点は、電子決済手段における支払の利便性にプラスして、支払の安全性ないし確実性というメリットにもつながるものといえよう（特に購買企業）。また、電子金融取引法案が成立し、対抗要件の電子化が実現した場合には、金融機関の担保貸出における業務効率性の向上につながり、金融商品としてのさらなる活性化も予想される。ところで、電子売掛債権制度の展望と関連しては、一部の電子売掛債権制度の利用企業が、同じ電子決済の手段として電子手形を利用する（またはその反対の）可能性についても考える必要があるだろう。満期決済や担保貸出といった電子売掛債権制度の仕組みは、電子手形を利用した決済によっても基本的に同様の効果を得ることができるからである（支払呈示による満期決済、手形割引（電子手形の売買〔裏書〕方式））。一部の学説が電子手形による電子売掛債権の（またはその反対の）代替可能性に言及するのは、このような点からである。

しかし、今まで検討してきたように、両制度はそれぞれ異なる制度内容をもって設計されている。特に電子売掛債権制度の場合、債権の流通性が制限されている反面、購買企業（債務者）にとっては反対債務の履行を確保するためのいくつかの措置が制度化（売買保護取引、電子債権の取消・変更など）されているメリットがあり、販売企業（債権者）にとっても、電子売掛債権の種類として保証電子売掛債権（発行銀行の支払保証付きの電子売掛債権）がそもそも制度化されているため、購買企業から保証電子売掛債権を発行してもらった場合、満期決済や担保貸出の際に

における支払（ないしファイナンス）の確実性が保障されるメリットがある。他方で電子手形の場合は、実物手形と同様の経済的機能（支払手段、信用利用など）を営む電子有価証券として、担保力の足りない企業（主に中小企業）も基本的には利用可能なメリットがある。したがって、両制度の中でどちらを選択するかは、主に利用企業の電子決済（ないしファイナンス）手段に対するニーズがどこにあるのかによるところが多いものと考えられる。その意味では、両者の関係は、現行制度の基本的な枠組みが維持される限り、一方が他方を代替するというよりは、電子決済手段の多様性の一側面として受け止められる可能性が高いものと予想される。

以上のように両制度の関係を展望することができるものの、その関係が完全に定まったとはいえない。特に電子債権制度を規律する電子金融取引法案の内容と関連しては、電子手形取引を電子金融取引の一種として、電子債権取引と統一的に規律する必要性（電子手形法を電子金融取引法に統合）を謳う見解も主張されており、今後の対応が注目される。なお、両者の関係だけでなく、今回成立した電子手形法においても、電子手形取引の全般を規律する内容として成り立っているものの、実際の取引が行われるにつれ、予想しえなかった制度の問題点が発見される可能性も否定はできないだろう。特に電子手形取引の仕組み自体がシステム化（プログラム化）されていること（システム取引としての性質）を考えると、システムリスクとその民事責任の問題は、重大な制度運営上の難問として立ちはだかる可能性もある。

韓国の両制度は、流通性を境として区分される既存法理（指名債権、有価証券）の違いが、債権ないし有価証券の電子化という観点からも、そのまま受け継がれる形で整備されている模様となっている。今後、その制度運用の成果や法制整備の動き（電子金融取引法案）をも踏まえ、両制度における既存法理と電子化との関係を検証していきたいと考える。

電子手形の発行及び流通に関する法律（試訳）

（制定 2004. 3. 22 法律第 7197 号）

第 1 章 総則

第 1 条（目的） 本法は、電子的方式により約束手形を発行・流通し、手形上の権利を行使することができるようにすることによって、国民経済の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義） 本法で使用する用語の定義は、以下のとおりである。

1. 「電子文書」とは、電子取引基本法第 2 条第 1 号の規定による情報をいう。
2. 「電子手形」とは、電子文書で作成され第 5 条第 1 項により登録された約束手形をいう。
3. 「公認電子署名」とは、電子署名法第 2 条第 3 号の規定による情報をいう。
4. 「電子手形管理機関」とは、第 3 条第 1 項の規定により法務部大臣の指定を受けた機関をいう。
5. 「公認認証書」とは、電子署名法第 2 条第 8 号の規定による電子的情報〔公認認証機関が発給する認証書〕をいう。
6. 「事業者固有情報」とは、電子手形と関連した当事者の商号や事業者登録番号、会員番号、法人登録番号または住民登録番号など、事業者を識別することができる情報をいう。
7. 「金融機関」とは、銀行法による金融機関及びこれに準じる業務を遂行する金融機関であって、大統領令の定める機関をいう。
8. 「利用者」とは、電子手形取引のために電子手形管理機関に登録をし、電子手形管理機関のシステムを利用して電子手形取引をする者をいう。

第 3 条（電子手形管理機関） ①電子手形管理機関は法務部大臣が指定する。

②電子手形管理機関の指定要件及び指定手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 4 条（適用範囲） 電子手形に関して本法で規定がある場合を除いては、手形法の定めるところによる。

第 2 章 電子手形の登録及び手形行為

第 5 条（電子手形の登録等） ①電子手形を発行しようとする者は、当該電子手形を電子手形管理機関に登録しなければならない。

②電子手形管理機関は、当該電子手形の支払を請求する金融機関又は信用調査機関などの意見を参考に、電子手形の登録を拒否し、または電子手形の年間総発行金額などを制限することができる。

③電子手形管理機関の電子手形登録に関する手続・方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

④電子手形の裏書、保証又は電子手形上の権利の行使は、本法の規定による電子文書によって

のみこれを行うことができる。

第6条（電子手形の発行） ①電子手形には、次の事項を記載しなければならない。

1. 手形法第75条第1号、第2号、第3号、第5号、第6号の定める事項
2. 電子手形の支払を請求する金融機関
3. 電子手形の同一性を表示する情報
4. 事業者固有情報

②第1項第2号の規定による金融機関が所在する地域は、手形法第75条第4号の規定による支払地とみなす。

③発行人が第1項の電子手形に公認電子署名をした場合には、手形法第75条第7号の記名捺印又は署名があったものとみなす。

④発行人が他人に電子取引基本法第6条第1項の規定により電子手形を送信し、その他人が同法第6条第2項の規定により受信したときは、電子手形を発行したものとみなす。

⑤電子手形の満期は、発行日から1年を超過することができない。

⑥手形法第10条（手形法第77条の規定で引用する場合における該当条項をいう）の規定による白紙手形は電子手形で発行することができない。

第7条（電子手形の裏書） ①電子手形に裏書をする場合には、電子手形に裏書の旨を記載した電子文書（以下、「裏書電子文書」という）を添付しなければならない。

②裏書電子文書には、第6条第1項第3号に規定された事項を記載しなければならない。

③裏書人が他人に電子取引基本法第6条第1項の規定により電子手形と裏書電子文書を送信し、その他人が同法第6条第2項の規定により受信したときは、手形法第13条第1項の規定による裏書及び交付があったものとみなされる。

④被裏書人が再度裏書をする場合には、電子手形に以前作成された裏書電子文書を全部添付し、第1項の規定による裏書をしなければならない。

⑤電子手形の総裏書回数は20回を超過することができない。

⑥第6条第3項の規定は、電子手形の裏書にこれを準用する。この場合、「発行人」はこれを「裏書人」とみなす。

第8条（電子手形の保証） ①電子手形に保証する者は、電子手形に保証の旨を記載した電子文書を添付しなければならない。

②第6条第3項・第4項及び第7条第2項の規定は、電子手形の保証にこれを準用する。この場合、「発行人」はこれを「保証人」と、「発行」はこれを「保証」とみなす。

第9条（支払呈示） ①電子手形の所持人が電子手形及び電子手形の裏書に関する電子文書を添付して支払請求の旨が記載された電子文書を第6条第1項第2号の金融機関に送信し、当該金融機関がこれを受信したときは、手形法第38条第1項で規定した支払呈示があったものとみなす。但し、電子手形管理機関に対する電子手形の呈示は、支払のための呈示の効力があるものであって、電子手形管理機関が運営する情報処理組織により電子手形の満期日以前に自動的に支払呈示されるようにすることができる。

②支払呈示のための送信と受信の時期は、電子取引基本法第6条第1項及び第2項による。

③支払呈示をする所持人は、第1項の規定による支払請求の旨が記載された電子文書に、手形金を受領する金融機関の口座を記載しなければならない。

④第1項の規定による支払呈示を受けた金融機関が手形金を支払うときは、電子手形管理機関に支払事実を通知しなければならない。但し、電子手形管理機関が運営する情報処理組織により支払が完了された場合には、この限りでない。

第10条（手形の消滅） 第9条第4項の規定による通知があるか、又は電子手形管理機関の情報処理組織により支払が完了された場合、手形債務者が当該手形を還収したものとみなす。

第11条（手形の還収と一部支払の領収） 手形法第39条第1項ないし第3項の規定は電子手形に適用しない。

第12条（支払拒絶） ①第9条第1項の規定による支払呈示を受けた金融機関が支払を拒絶するときは、電子文書（以下、「支払拒絶電子文書」という）によってこれを成さなければならない。

②支払拒絶電子文書を電子手形管理機関に通報し同機関がこれを確認した場合、同電子文書を手形法第44条第1項の規定による公正証書とみなす。

③電子手形の所持人が第1項の規定による電子文書を受信した日を公正証書の作成日とみなす。

④第2項の規定による支払拒絶電子文書の確認方法及び手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（遡求） ①電子手形の所持人が遡求をするときは、電子手形と第7条第1項の規定による裏書電子文書、第12条の規定による支払拒絶電子文書を添付して遡求の旨を記載した電子文書を遡求義務者に送信しなければならない。

②遡求義務者が遡求金額を支払ったときは、電子手形管理機関に支払事実を通知しなければならない。

③第2項の通知がある場合には、遡求義務者が電子手形を還収したものとみなす。

④第9条第3項の規定は電子手形の遡求にこれを準用する。この場合、「支払請求」はこれを「遡求」とみなす。

第14条（手形の返還・受領拒否） ①電子手形を発行又は裏書した者が錯誤等を理由に電子手形を返還してもらおうとするときには、その所持人をして電子手形管理機関に返還の旨を通知するようしなければならない。

②第1項の通知がある場合には、電子手形は発行又は裏書されていないものとみなし、電子手形管理機関は当該電子手形の発行又は裏書に関する記録を抹消しなければならない。

③電子手形の受信者が電子手形の受領を拒否しようとする場合にその受信者は、電子手形管理機関にその旨を通知しなければならない。この通知がある場合には、受信者が電子手形を受領していないものとみなし、電子手形管理機関は受信者の請求がある場合、その受信者が電子手形の受領を拒否した事実を証明する文書を発給しなければならない。

第3章 電子手形取引の安全性確保及び利用者保護

第15条（安全性確保義務） 電子手形管理機関は、電子手形に関する取引の安全を確保し支払の確実性を保障することができるよう、電子手形取引の電子的伝送・処理のための人力、施設、電子的装置などに関して大統領令の定める基準を遵守しなければならない。

第16条（電子手形取引記録の生成及び保存） ①電子手形管理機関は、電子手形の発行、裏書、保証及び権利行使などが自身の電子情報処理組織を通じて行われるようにし、電子手形ごとに発行人と裏書人に関する記録、電子手形所持人の変動事項及び当該電子手形の権利行使に関する記録を保存し、電子手形取引を追跡・検索し、誤謬が発生した場合にこれを確認・訂正することができる記録を生成して保存しなければならない。

②第1項の規定により電子手形管理機関が保存しなければならない記録の種類と方法及び保存期間は、大統領令で定める。

第17条（電子手形取引情報の提供等） ①電子手形管理機関は、利用者の申請がある場合、大統領令の定めるところにより、該当電子手形の発行状況及び残高などの決済情報を提供しなければならない。

②電子手形取引と関連して業務上次の各号に該当する事項を知るようになった者は、利用者の同意を得ずこれを他人に提供または漏洩してはならない。但し、金融実名取引及び秘密保障に関する法律第4条第1項但書の規定による場合と、その他の法律に定めがある場合には、この限りでない。

1. 利用者の身分に関する事項
2. 利用者の取引口座及び電子手形取引の内容と実績に関する情報または資料

③電子手形管理機関は、健全な電子手形の発行・流通と善意の取引者保護のために大統領令の定める場合には、法務部大臣の事前承認を得て、第1項及び第2項に規定された事項などを公開することができる。

第18条（約款の明示・通知等） ①電子手形管理機関は、電子手形を登録するに当たって、利用者に電子手形取引に関する約款を明示し、利用者の要請がある場合、大統領令の定めるところにより、当該約款を交付しその内容を説明しなければならない。

②電子手形管理機関が電子手形取引に関する約款を制定又は変更しようとする場合には、法務部大臣の承認を得なければならない。但し、約款の変更により利用者の権益又は義務に不利な影響がないと法務部大臣が定める場合には、変更後10日以内に法務部大臣に通報するものとする。

第19条（異議提起と紛争処理） ①電子手形管理機関は、大統領令の定めるところにより、電子手形取引と関連して利用者が提起する正当な意見や不満を反映し、利用者が電子手形取引において被った損害を賠償するための手続を設けなければならない。

②電子手形管理機関は、電子手形の登録の際、第1項の規定による手続を明示しなければならない。

第4章 電子手形管理業務の監督

第20条（電子手形管理機関の監督及び検査） ①法務部大臣は電子手形管理機関に対し、本法又は本法による命令の遵守如何を監督する。

②法務部大臣は、第1項の規定による監督のために必要なときは、電子手形管理機関に対しその業務に関する報告をさせ、又は大統領令の定めるところにより、電子手形管理機関の電子手形管理業務に関する施設、設備、書類その他物件を検査することができる。

③法務部大臣は、電子手形制度の円滑な運営及び利用者保護などのために必要なときは、電子手形管理機関に対し利用者の電子手形取引情報など必要な資料の提出を命ずることができる。

④法務部大臣は、電子手形管理機関が本法又は本法による命令を違反して、電子手形制度の健全な運営を害し又は利用者の権益を侵害する恐れがあると認められる場合には、次の各号の1に該当する措置をとることができる。

1. 当該違反行為に対する是正命令
2. 電子手形管理機関に対する注意・警告、又はその役員・職員に対する注意・警告及び問責の要求
3. 電子手形管理機関の役員解任勧告又は職務停止の要求

⑤法務部大臣は、電子手形制度の運営及び電子手形管理機関の監督若しくは検査と関連して必要な場合、金融監督委員会に協議を要請し、又は大統領令の定めるところにより、権限の一部を委任若しくは委託することができる。

第21条（指定の取消） ①法務部大臣は、電子手形管理機関が次の各号の1に該当するとき、第3条による指定を取り消すことができる。

1. 虚偽その他の不正な方法で、第3条による指定を受けたとき
2. 正当な事由なしに1年以上継続して営業をしていないとき
3. 法人の合併・破産・営業の廃止などにより事実上営業を終了したとき

②電子手形管理機関は、指定が取り消された場合においても、その処分前に行われた電子手形取引の支払のための業務を継続して行うことができる。

③法務部大臣は、第1項の規定により指定を取り消そうとする場合には、聴聞を実施しなければならず、指定を取り消したときには、遅滞なくその内容を官報に公告し、コンピュータ通信などを利用して一般人に知らせなければならない。

第5章 罰則

第22条（罰則） ①第3条の規定による指定を受けずに電子手形管理業務をした者は、5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

②次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第2条第4号の規定による電子手形管理機関に登録せずに電子手形を発行した者
2. 第17条第2項の規定に違反して電子手形取引情報を提供した者

③第20条第2項の規定による検査を忌避又は妨害した者は、1年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

④電子手形は、刑法第 214 条ないし第 217 条に定めた罪における有価証券とみなし、各々その罪に定めた刑により罰する。

第 23 条（過怠料） ①次の各号の 1 に該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 15 条の規定による安全性基準に違反した者
2. 第 20 条第 3 項の規定による資料提出命令に対し、正当な事由なしに資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した者

②次の各号の 1 に該当する者は、500 万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 16 条第 1 項の規定による保存義務に違反した者
2. 第 17 条第 1 項の規定による申請に対し、正当な事由なしに決済情報を提供していない者
3. 第 18 条の規定による約款の説明義務又は報告義務に違反した者
4. 第 19 条第 1 項の規定による紛争処理手続を設けていない者

第 24 条（電子手形管理機関の金融機関見做し） 第 3 条の規定による指定を受けた電子手形管理機関は、特定経済犯罪加重処罰等に関する法律第 2 条の規定による金融機関とみなす。

付則<2004. 3. 22>

本法は、2005 年 1 月 1 日より施行する。